

大学機関別認証評価

自己評価書

平成18年6月

沖縄県立芸術大学

目 次

対象大学の現況及び特徴	1
目的	2
基準1 大学の目的	4
基準2 教育研究組織（実施体制）	9
基準3 教員及び教育支援者	17
基準4 学生の受入	26
基準5 教育内容及び方法	32
基準6 教育の成果	52
基準7 学生支援等	58
基準8 施設・設備	66
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	72
基準10 財務	78
基準11 管理運営	82

I 対象大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 : 沖縄県立芸術大学

(2) 所在地 : 沖縄県那覇市首里当蔵町

(3) 学部等の構成

学部 : 美術工芸学部・音楽学部

研究科 : 造形芸術研究科・音楽芸術研究科・芸術文化学研究科

附置研究所 : 附属研究所

関連施設 : 附属図書・芸術資料館、奏楽堂

(4) 学生数及び教員数 (平成18年4月1日)

学生数 : 美術工芸学部 304名

音楽学部 185名、大学院 80名

教員数 : 80名

2 特徴

沖縄県立芸術大学の設置は、西銘順治知事が昭和55年県議会2月定例会で設置を表明したことを受け、沖縄県は、国が策定する第2次沖縄振興開発計画に芸術系高等教育機関の設置を盛り込み、昭和58年1月に芸術大学の基本を成す美術・音楽芸術の教育・研究に沖縄の伝統工芸・芸能芸術分野を盛り込んだ特色ある地域大学創りを骨子とした「県立芸大設置の基本的考え方」をまとめた。この基本的考え方に沿い、沖縄振興開発計画に基づき教育組織や施設等の整備が行われ、昭和61年4月に初代学長山本正男が就任し沖縄県立芸術大学が開学した。国の沖縄振興開発政策の支援を伴って開学したことは本学存立の大きな支えとなっている。

開設当初は、美術工芸学部と附属研究所が、その後平成2年度に音楽学部、平成5年度に大学院造形芸術研究科、平成6年度に音楽芸術研究科、平成7年度に後期博士課程芸術文化学研究科が設置され現在に至っている。

沖縄及び日本の特徴的な伝統芸術は、常に生活芸術として文化や社会の基盤をなしてきたと言える。それぞれの芸術表現は、互いに関連し合う総合芸術として成り立っており、技芸習得と理論反省が同時に行われてきたことにも特性がある。本学は、この伝統芸術の特性を大学教育研究に取り入れ、普遍的な芸術の追究とともに、東西芸術文化の比較研究と教育交流を目指している。また、開かれた文化交流拠点及び新たな芸術教育研究の場として、大学院後期博士課程までも包含し、国際的視野に立った研究教育機関として構成されている。

■ 美術工芸学部

デザイン工芸学科の工芸専攻染織コースと陶芸コースは、沖縄の伝統工芸の展開と後継者育成を目指している。伝統文化の新たな展開は、デザイン専攻が担い専門家の養成を行っている。美術学科の絵画専攻と彫刻専攻は、豊かな沖縄の風土の下に普遍的な美術教育を行いつつ、デザイン専攻とともに基礎的造形教育を行っている。沖縄の工芸文化をどのように普遍的な美術教育の中に位置づけ、伝統文化を論理的に再構築するのかという使命は美術学科芸術学専攻が担っている。

美術工芸学部では、上記のように2学科5専攻により学部教育組織が構成されているが、デザイン専攻と美術学科の3専攻については、普遍的な西洋芸術学の展開と我が国における明治以降の美術教育の歴史の上に、理論的に構築された教育方法を採用している。東洋の工芸文化は、技術と技能、造形性と精神性が互いに密接に関連し合い成立しているという特性がある。工芸専攻では、造形教育システムの中にこの特性を組み込み、地域固有の文化を教育内容としていることに特徴がある。

■ 音楽学部

音楽学部の最も特色ある教育分野として設置された琉球芸能専攻は、沖縄の伝統的音楽、芸能を教育研究する専攻組織である。琉球芸能専攻は、琉球古典音楽コースと琉球舞踊組踊コースからなり、各コースは専攻に匹敵する扱いとなっている。

音楽学専攻は、楽理分野として学部の成立に不可欠の教育組織であるとともに、音楽学部の特色ある教育組織として、地域の伝統的音楽、芸能分野に関する教育研究も併せて行う専攻組織である。すなわち、音楽学部の基本組織である声楽・器楽専攻と琉球芸能専攻の架橋として音楽学専攻の存在意義は高い。声楽・器楽・音楽学の3専攻と琉球芸能専攻が豊かに関わり合って新しい創造の地平を拓くことこそ音楽学部の最も重要な使命であり、それが可能な学部構成となっている。

専攻配置で特に配慮されているのは、西洋的論理的思想と沖縄独自の文化的精神はそれぞれ侵すことなく独立し研究が行われるようになっていることである。そして、お互いは徐々に浸透し合い新たな創造的環境が芽生えつつあることから、学部配置の独創性が窺われる。

II 目的

本学は、日本の最南端に位置する極めて特殊な芸術大学として設置された。琉球王朝が築いた芸能・工芸分野の芸術は広く市民に浸透し伝承された。しかし、大戦の後、復興計画の陰となって、それらの文化的資産の伝承・発展は途絶えがちとなり、衰退の危機に曝されるに至った。そうした県民の危機感と、伝統芸術の活力ある正統な伝承と発展の願いは、沖縄振興開発計画の中に芸術大学設立という形で織り込まれることとなった。同計画は、沖縄振興開発特別措置法に基づいて、内閣総理大臣が決定する総合的な計画であり、いかに沖縄県にとって重要な施策であったかが理解できる。

ところで伝統芸能・工芸の伝承という観点で考えれば、組織は大学より研究所なり、専門学校の方がふさわしいかもしれない。それにも係わらず芸術大学を設置する構想を立てたのは、正統な伝承の路の先にあるべき発展を獲得できると確信したからである。

近代日本の芸術と芸術教育の潮流をみれば、当初、西欧の芸術と、その合理的なメソッドを手本として展開してきたが、ポストモダニズムの終焉と西洋至上主義への反省から、沖縄・日本やアジアの芸術文化をも包含する普遍的な芸術の追究と、東西芸術文化の比較研究及び、教育交流を目指すことの重要性が認識されるようになってきた。

以上のような背景の中で沖縄県立芸術大学設置・建学の理念は策定された。

■建学の理念

- (1) 日本文化における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を極めるために不可欠の内容を持つものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。そして、それらを担う人材の育成もまた永い未来への架橋として緊要なことである。
- (2) 沖縄県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追求することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸・音楽・芸能等様々な伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては国際的な芸術文化活動にも寄与するものと信ずる。
- (3) 我が国の最南端に位置する沖縄県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と地域文化伝統の個性との関わりを明らかにし、その広がりを目指し、汎アジア的芸術文化に特色を置いたユニークな研究教育機関にしたい。

■学部目的

本学は、広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論および歴史を教授研究し、人間性と芸術的創造力及び、応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

美術工芸学部は、伝統工芸をはじめ豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な芸術文化の形成、発展を担う人材を育成する。

音楽学部は、伝統音楽・芸能をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な音楽芸術文化の形成、発展を担い得る人材を育成する。

■大学院の目的

大学院は、建学の理念に則り高度な芸術の理論及び、応用を研究教授し、その深奥を究めて芸術文化の創造および発展に寄与する。

大学院修士課程は、基本的に美術工芸学部及び音楽学部における学部教育の基盤の上に各専攻が構成されている。大学院造形芸術研究科は、美術工芸学部を基礎としながら、生活造形、環境造形、比較芸術学という新たな理念を基に、時代の要請に対応し得る広い視野を有し社会における幅広い芸術活動に貢献し得る造形芸術家、研究者、教育者などの人材の育成を目指す。比較芸術学専攻民族芸術文化学専修は、学部教育組織がなく修士課程より開設されており、沖縄の固有の風土によって培われた芸術文化を、言語文化学、琉球文学、民族文化学の立場から研究している。大学院音楽芸術研究科は、より広い視野に立った高度な教育研究を目的とし、それぞれの分野においてより芸術性の高い専門家を育成する。

大学院後期博士課程芸術文化学研究科は、大学院造形芸術研究科比較芸術学専攻と音楽芸術研究科音楽学専攻が中心となって構成されており、芸術文化に関する高度な理論を教授研究し、芸術文化についての幅広い見識及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成する。

III 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの自己評価

観点 1-1-1 : 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到る状況】

沖縄県立芸術大学は昭和 61 年 4 月に開学した。開学に先だって昭和 58 年に建学の理念と設置の基本構想が策定された(資料 1-1-1-A、資料 1-1-1-B)。設置の基本構想は、建学の理念を具体化し、目標として掲げたものである。

資料 1-1-1-A 建学の理念

日本文化の中における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を究めるために不可欠の内容を持つものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。そして、それらを担う人材の育成もまた長い未来への架橋として緊要なことである。

県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追求することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては、国際的な芸術的文化活動にも寄与するものと信ずる。

我が国の最南に位置する県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにし、その広がりを追究し、汎アジア的芸術文化に特色をおいたユニークな研究教育機関にしたい。

(出展 資料 1-1-1-1 「平成 18 年版大学案内」 P.1、資料 1-1-1-2 「平成 18 年度学生便覧」 P.2)

資料 1-1-1-B 沖縄県立芸術大学の基本構想

- (1) 県立芸術大学は、建学の理念に基づき、伝統芸術文化の地域個性を明らかにすると同時に、アジア地域における芸術文化との関わりを教育・研究の特色とし、これらを通して伝統芸術の継承と新たな芸術の創造に資するとともに、時代の要請にも対応できる新しい大学像を求める。
- (2) 県立芸術大学の組織機構については、美術・工芸及び音楽の教育研究を行う 2 学部と、主として伝統芸術文化の研究並びに普及を行う附属研究所の三者で構成し、これら組織の密接な連係の下に、総合性、柔軟性及び国際性をもつ開かれた大学を指向する。
- (3) 学術研究については、特に沖縄を中心とした南島文化の多様な実態と伝統芸術文化の個性を明らかにするとともに、汎アジア的な広がりにおける東洋芸術文化の研究を行い、それらを通して芸術文化の国際交流を推進していく。

- (4) 教育については、地域における伝統芸術の文化の継承と発展に重点を置き、積極的に学外実習を導入した技術教育と芸術教育を行うとともに、芸術の普遍性を見地から哲学的、美学的な基礎理論を重視した知識教育を併せ行うことによって、芸術文化に対する深い理解をもち、創造力豊かで将来社会における幅広い実践活動に役立ち得るような人材の育成を図る。
- (5) 附属研究所については、地域社会との関連に重点をおき、伝統芸術及びその関連分野の研究を行い、これらを通じて伝統芸術に係る後継者の指導育成を図るとともに、伝統芸術を基調とした芸術文化の創造発展に寄与せしめる。また、研究成果については広く社会に公開するとともに、普及講座及び移動大学等の運営を図る。
- (6) 入学者の選抜方法については、創意工夫を行い、外国人学生についても配慮する。また、高等学校における芸術課程との連携を密にする。

(出典 「沖縄県立芸術大学十年のあゆみ」 P. 74 抜粋)

建学の理念及び沖縄県立芸術大学設立の基本構想に基づき学部学則には、教育の目的を次のように示している(資料1-1-1-C)。また、同様に附属研究所の目的を次のように示している(資料1-1-1-D)。

資料 1-1-1-C 教育の目的

第1条 沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)は、広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論および歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力および応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(出展 資料 1-1-1-2 「平成 18 年度学生便覧」学則第 1 条 P. 21 抜粋)

資料 1-1-1-D 附属研究所の目的

第2条 研究所は、地域伝統芸術(以下「伝統芸術」という。)及びその関連分野の研究・調査を行い、伝統芸術の特色を解明するとともに、これを通して、伝統芸術の後継者の育成指導を図り、伝統芸術を基調とする芸術文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

(出展 資料1-1-1-3 「沖縄県立芸術大学規程集」附属研究所規程第2条 P. 271抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学は大学設置時に建学の理念に基づき、その具体的目標を設置の基本構想に掲げている。同目標を受け各学部及び研究所は、学則の中に目的を明確にし、教育研究活動の方針を示している。以上のことから、大学としての目的を明確に定めている。

観点 1-1-2： 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないか。

【観点に係る状況】

学則第 1 条に定める大学の目的(資料 1-1-1-C 参照)を受け美術工芸学部と音楽学部では、具体的な目的(資料 1-1-2-A)を定め、ホームページ(資料 1-1-2-1)、大学案内に明示している。

資料1-1-2-A 学部の具体的目的

美術工芸学部では「伝統工芸をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な芸術文化の形成、発展を担う人材を育成する」ことを目的とする。

音楽学部では「伝統音楽・芸能をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な音楽芸術文化の形成、発展を担い得る人材を育成する」ことを目的とする。

(出展 資料 1-1-1-1 「平成 18 年版大学案内」 P. 2, 14 抜粋)

資料 1-1-2-1 * ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/> 「トップページ」の大学概要、学部・大学院案内を参照

【分析結果とその根拠理由】

学校教育法第 52 条では「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする」と規定されている。

これは、本学学則の目的「広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論及び歴史を教授研究」、「人間性と芸術的創造力及び応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的」と対応している。

したがって、学校教育法第 52 条で求められている大学の目的に沿ったものとなっている。

観点 1-1-3 : 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学大学院学則では、大学院の目的を次のように定めている（資料 1-1-3-A）。

資料1-1-3-A 大学院の目的

第 1 条 沖縄県立芸術大学大学院（以下「大学院」という。）は、建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究めて芸術文化の創造および発展に寄与することを目的とする。

(出展 資料 1-1-1-2 「平成 18 年度学生便覧」大学院学則第 1 条 P. 28 抜粋)

本学大学院造形芸術研究科、音楽芸術研究科（以上修士課程）、芸術文化学研究科（後期博士課程）では、建学の理念と大学院学則の目的に基づき、それぞれ具体的な目標（資料1-1-1-1）を定め、ホームページや大学案内で明示している。

資料1-1-1-1 * 「平成18年版大学案内」大学院の具体的目的 P. 26, 27抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

学校教育法第65条では「大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定されている。本学大学院学則の目的は、学校教育法で掲げられた目的と対応している。したがって、学校教育法第65条で求められている大学院の目的に沿ったものとなっている。

観点 1-2-1： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

建学の理念及び学部・大学院の目的は、ホームページに掲載するとともに、大学案内及び学生便覧に記載し、全ての教職員、入学生、学生に配布することによって、周知されている（前出資料 1-1-1-1、同 1-1-1-2、後出資料 4-1-1-1 の学年暦（4月）各参照）。

資料 1-1-2-1 * ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/> 「トップページ」の大学概要、学部・大学院案内を参照

【分析結果とその根拠理由】

美術工芸学部・音楽学部では、学生便覧や履修案内に学則が記され、目的も明示され周知されている。大学院履修便覧には、大学院の目的とともに建学の理念も明示され、大学の目的が周知されている。大学案内は、大学職員にも配られ、建学の理念と各学部・大学院の目的が記されており、周知されている。

観点 1-2-2： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点到係る状況】

本学の建学の理念と各学部・大学院の目的は、ホームページ、大学案内で一般に公表している（資料1-2-2-1）。また、ホームページと大学案内には、各専攻や大学院各研究科の目的や教育課程、特徴等が掲載されている。

本学ホームページのアクセス数（2005年8月～2006年3月）は、資料1-2-2-Aのとおりであり、平成17年8月から平成18年3月までの平均アクセス数は、66,667件である。

資料1-2-2-A ホームページアクセス数

日付	平成17年8月	9月	10月	11月	12月	平成18年1月	2月	3月
月合計	62,002	68,478	66,145	59,476	56,275	70,873	65,519	84,567
1ヶ月間平均アクセス数		66,667						

資料 1-2-2-1 * 大学案内配布先一覧
 資料 1-1-2-1 * ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/> 「トップページ」の大学概要、学部・大学院案内を参照

【分析結果とその根拠理由】

ホームページ、大学案内には、建学の理念と各学部・大学院の目的が明示されている。また、学部の各専攻と大学院研究科の教育目的や目標、教育課程等が解りやすく配置されており、大学の目的は社会に広く公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

芸術文化の教育研究に特化した大学として、建学の理念や目的は具体的かつ明確なものとなっている。建学の理念は、大学案内やホームページに見やすく提示され解りやすい。

【改善を要する点】

特になし。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

昭和61年4月に開学した本学は、沖縄の芸術文化を含む汎アジアな視点を包含し、芸術文化の教育研究に特化した大学であり、その点で大学の基本構想と教育の目的は明確である。

建学の理念に謳われている「沖縄県伝統芸術文化の現状と課題」、「本学建学の目的」、「本学研究教育の目標」を基本として、本学の目標を具体化したものが沖縄県立芸術大学基本構想である。この建学の理念と基本構想に基づき本学学則に謳われている目的が明確化されている。さらに両学部、大学院3研究科ごとに具体的な目標が定められている。

これら学部学則に記されている両学部共通の目的及び大学院学則に記されている大学院の目的は、学生便覧、履修案内等に明示されている。

本学学部の目的は、「広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論および歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力および応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与すること」であり、学校教育法第52条で求められている大学一般の目的から外れるものではない。また大学院の目的は、「高度な芸術の理論および応用を研究教授し、その深奥を究めて芸術文化の創造および発展に寄与すること」であり、この目的は学校教育法第65条の規定から外れるものではない。

本学の目的を導き出す建学の理念は、明確に示されており、大学案内や学生募集要領、ホームページ等に提示され確認できるようになっている。同様に大学の目的は、学生便覧と大学案内に記載されており、大学の教職員と全学生に対して周知されている。

社会に対しては、大学のホームページ及び大学案内に、建学の理念と大学の目的が明示され公表されている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの自己評価

観点 2-1-1-1： 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学には、美術工芸学部及び音楽学部の2学部が設置されている（資料 2-1-1-A）。

資料 2-1-1-A 学部構成と収容定員

美術工芸学部

学 科	専 攻	コース	入学定員
美術学科	絵画専攻		10
	彫刻専攻		5
	芸術学専攻		6
デザイン工芸学科	デザイン専攻		20
	工芸専攻	陶芸	24
染織			
計			65

音楽学部

学 科	専 攻	コース	入学定員
音楽学科	声楽専攻		8
	器楽専攻	ピアノ	12
		弦楽	
		管打楽	
	音楽学専攻	音楽学	6
		作曲	
琉球芸能専攻	琉球古典音楽	14	
	琉球舞踊組踊		
計			40

（出展 前出資料 1-1-1-2 「平成 18 年度版学生便覧」学則第 2 条 P.21 抜粋）

美術工芸学部は、「伝統工芸をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な芸術文化の形成、発展を担う人材を育成」するために（前出資料 1-1-2-A 参照）、デザイン工芸学科と美術学科が設置されている。美術学科は、絵画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻に分かれ、基礎的な造形教育と普遍的な美術教育を絵画専攻と彫刻専攻が担い、芸術学専攻は沖縄の芸術文化を汎アジア的な視点から追求し理論的に研究教育を行っている。デザイン工芸学科には、デザイン専攻と工芸専攻があり、デザイン専攻は基礎造形を基に沖縄文化の新たな

展開を目指している。工芸専攻には、陶芸コースと染織コースが設置されており、伝統工芸をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎつつ沖縄の芸術文化の継承と新しい創造的な芸術文化の形成、展開を目指している。美術工芸学部の2学科5専攻は、有機的に結合し合い沖縄の明日を担う人材の育成と豊かな芸術文化の創造という目的を達成することができる構成となっている。

音楽学部では、「伝統音楽・芸能をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な音楽芸術文化の形成、発展を担い得る人材を育成」するために（前出資料 1-1-2-A 参照）、音楽学科の1学科の中に、声楽、器楽、音楽学、琉球芸能の4専攻を配置している。声楽及び器楽専攻は、音楽学部の基礎となる専攻組織である。琉球芸能専攻は、音楽学部の最も特色ある教育分野として、沖縄の伝統的音楽、芸能を教育研究する専攻組織である。音楽学専攻は、楽理分野として学部の成立に不可欠の教育組織であるとともに、本学音楽学部の特長ある教育組織として、地域の伝統音楽、芸能分野に関する教育研究も併せて行う専攻組織である。声楽、器楽、音楽学の3専攻と琉球芸能専攻が豊かに関わり合っって新しい創造の地平を拓くことこそ音楽学部の最も重要な使命であり、その使命を達成することが可能な学部構成となっている。

【分析結果とその根拠理由】

目的に照らして、本学の学部及びその学科の構成は、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-2 : 学部, 学科以外の基本的組織を設置している場合には, その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 2-1-3 : 教養教育の体制が適切に整備され, 機能しているか。

【観点に係る状況】

本学における授業科目は、大別して総合教育科目、共通教育科目、専門教育科目の3つに分けられる（前出資料 1-1-1-2）。このうち総合教育科目と共通教育科目が教養教育であり、総合教育等委員会が所管している（前出資料 1-1-1-3）。教養教育担当の各教員は、美術工芸、音楽のいずれかの学部に所属している（資料 2-1-3-A）。

資料 2-1-3-A 教養教育担当教員数

	専任教員 (除く学長、助手)	教養教育担当教員 (内数)
美術工芸学部	34	4
音楽学部	33	4

(出展 前出資料 1-1-1-1 「平成 18 年版大学案内」 P. 34)

教養教育の科目構成のうち総合教育科目は、人文、社会、自然、総合の4科学系列からなる。総合教育科目の卒業要件単位数は、美術工芸学部 24 単位（うち 8 単位まで共通教育科目または専門教育科目の履修単位で代えることができる）、音楽学部 16 単位以上である。共通教育科目は、芸術を修める者に必要な芸術諸領域について理論・歴史に亘る共通基礎科目、また国際的視野を培うための外国語科目と心身の健康に資する健康・運動科目が開設されている（資料 2-1-3-B）。

資料 2-1-3-B 教養教育卒業要件単位数

	美術工芸学部	音楽学部
総合教育科目	24	16
共通教育科目	21	12
共通基礎科目		
外国語科目	4 又は 8	8
健康・運動科目	2	4

（出展 前出資料 1-1-1-2 「平成 18 年度学生便覧」美術工芸学部履修要領 P. 42、音楽学部履修要領 P. 59）

本学は、平成 6 年に芸術教育における教養教育のあり方について「沖縄県立芸術大学芸術教育改善協議会」の答申を受け次のような教育課程改善の基本方針を示し（資料 2-1-3-C）、この理念に基づきカリキュラム改正を実施した。

（資料 2-1-3-C 平成 6 年教育課程改善の基本方針）

芸術教育改革の着想を踏まえる本学は、今回の教育課程改正に当って、次の基本方針による課題達成を目指す。すなわち、芸術大学教育全体の機能を総合教育・共通教育・専門教育の三部門とし、その相互浸透による活性化がこれである。従来的一般教育を止揚発展させ、共通教育は専門教育の人間形成を支えつつ共通基礎を育成し、総合教育はさらにひろく国際的・文化的・人格的識見を養う。

（出典 「沖縄県立芸術大学芸術教育改善協議会」の答申抜粋）

カリキュラム改正における教養教育改組の内容を簡単に言えば、従来「教養科目」として位置づけられていた「一般教育科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」の3カテゴリーを「総合教育科目」と「共通教育科目」に改組するというものである。改組は、「教養科目」と「専門科目」との交流及び美術工芸学部と音楽学部の交流を意図していた。組織的には、一般教育委員会を廃止し、それに代わって総合教育等委員会が設置された。

資料 1-1-1-1 * 「平成 18 年版大学案内」 P. 34

資料 1-1-1-2 * 「平成 18 年度版学生便覧」授業科目分類（美術工芸学部履修規程、同要領 P. 37～ 52、音楽学部履修規程、同要領 P. 53～73）

資料 1-1-1-3 * 「沖縄県立芸術大学規程集」教養教育の所管（総合教育等委員会規程） P. 37

【分析結果とその根拠理由】

教養教育に関わる総合教育等委員会所属の専任教員は、8 名を配置しており人的体制は整備されている。

本学では、学生が4年間で修得すべき124単位のうち教養教育科目を美術工芸学部は37単位、音楽学部は28単位を最低限修得する。このことから教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断できる。

観点 2-1-4： 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学大学院の目的は、大学院学則第1条で定めている（前出資料1-1-3-A参照）。これに合わせて、修士課程造形芸術研究科と音楽芸術研究科、また博士課程として芸術文化学研究科を設置している。

造形芸術研究科には、生活造形（陶磁器、染織）、環境造形（デザイン、絵画、彫刻）、比較芸術学（比較芸術学、民俗芸術文化学）の3専攻を置き、時代の要請に対応した幅広い芸術活動に貢献し得る造形芸術家、研究者、教育者等の人材育成を目指している。

音楽芸術研究科には、舞台芸術（琉球古典音楽、琉球舞踊組踊）、演奏芸術（声楽、ピアノ、管弦打楽）、音楽学（音楽学、作曲）の3専攻を置き、より広い視野に立った高度な教育研究を目的として専門家の育成を目指している。

後期博士課程には、芸術文化学研究科を置き、比較芸術学研究領域と民族芸術学研究領域とに分かれ、より高度な研究の場を提供している。 （前出資料 1-1-1-1）

資料 1-1-1-1 * 「平成 18 年版大学案内」大学院の教育研究目的と専攻の構成 P. 26, 27, 31

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院課程は、その基底に学部の研究分野が存在していて、それらのより高度な研究教授の場としてそれぞれの修士課程、博士課程が学部の専門領域に呼応する組織構成になっている。これらは先に述べた大学の理念をさらに高度に育成するための手段として有効であり、研究科及びその専攻の構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-5： 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 2-1-6： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切な

ものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 2-1-7： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学には、附属研究所が設置されている。本学開学に向けての設置懇話会（昭和 58 年 1 月）において美術工芸学部と音楽学部、さらに附属研究所という 3 本の柱によって教育研究組織を構成するという設置基本構想が策定され、附属研究所は、昭和 61 年 4 月本学開学と同時に発足し、前出資料 1-1-1-D に示した目的を掲げている。その主要な業務は、芸術文化・伝統工芸・伝統芸能の調査・研究を行うこと、公開講座を行うこと等である（資料 2-1-7-A）。附属研究所には、芸術文化学部門、伝統工芸部門、伝統芸能部門の 3 部門が置かれ、3 名の専任教員が配置されている。専任教員は、修士課程、後期博士課程の兼任教員として、さらに学部の兼任教員としても授業を担当している。

資料 2-1-7-A 附属研究所の目的と業務

附属研究所は建学の理念、設置の基本構想に基づき、地域社会との関連に重点を置き、地域の伝統芸術及びその関連分野の研究・調査を行い、伝統芸術の特色を解明します。これを通して伝統芸術の後継者の育成指導を図り、伝統芸術を基調とする芸術文化の創造と発展に寄与することを目的としています。

附属研究所では、上記の目的を達成するために、次の事業を行うことにしています。

1. 地域の伝統芸術及びその関連分野の研究・調査
2. 伝統芸術の後継者の育成指導に関する技法的研究・調査
3. 文献及び資料の収集・保管
4. 研究成果の発表・公開講座の開催
5. 研究会活動
6. 国際交流
7. その他研究所が必要と認めた事項

（出展 前出資料 1-1-1-1 「平成 18 年版大学案内」 P. 28 抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

本学の主要な目的の一つは、沖縄芸術文化の特色を解明することにある。附属研究所では、沖縄芸術文化を構成する芸術文化学部門、伝統工芸部門、伝統芸能部門における調査・研究を通して沖縄芸術文化の解明を行っている。その成果の下に大学院の専任教員及び学部の兼任教員として、それぞれの研究分野において専門教育を行っている。また附属研究所は、開かれた大学として地域社会との関連に重点を置く目的から、その研究成果を公開

講座や各種研究会等として広く一般市民に公開することで大学と県民の交流の窓口としての役割を果たしている。
 上述のような点から附属研究所は、本学の教育研究目的を達成する上で大きな役割を担っている。

観点 2-2-1 : 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教育活動に係わる重要事項を審議する組織は、両学部教授会・3研究科委員会、さらに最高議決機関として評議会を設置している。教授会等の構成及び所管事項は、教授会規程をはじめ学内規程において個別に定められている(前出資料 1-1-1-3)。本学の教育活動に係る重要事項を審議する組織は、資料 2-2-1-A が示しているとおり、学部の教育活動に関する案件は、部門ごとに各種委員会を設置し、そこでの審議を経て教授会で最終審議の上、採否が諮られるようになっている。また学部間にまたがって調整の必要な事案、重要案件は、全学の委員会組織(16 組織)があり、活発な審議が行われている。

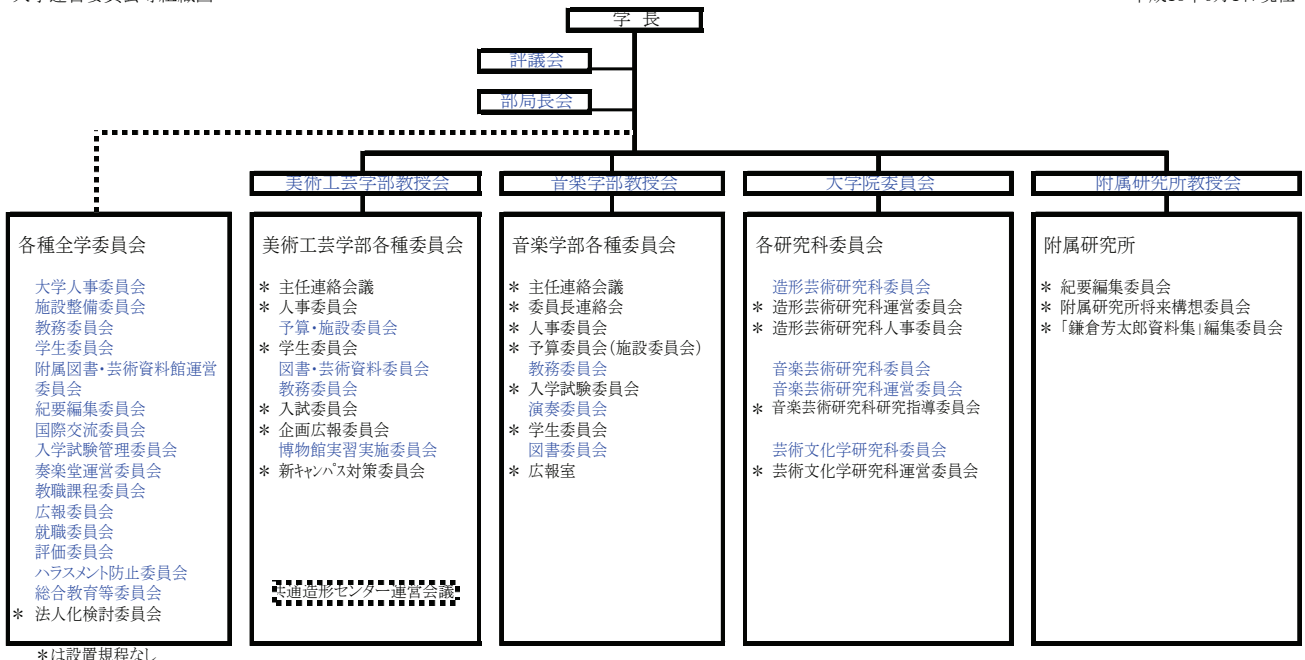
しかし、教授会と全学委員会の組織上の関係が十分に整理されている訳ではなく、案件の発議から採択に至る手順について、明確化が求められている部分もある(後出 11-1-2 参照)。

教授会等の構成員、開催及び審議内容は、資料 2-2-1-1~2-2-1-7 のとおりである。

資料 2-2-1-A 沖縄県立芸術大学運営委員会等組織図

大学運営委員会等組織図

平成18年6月1日現在



資料 1-1-1-3 * 「沖縄県立芸術大学規程集」 教育活動に係わる重要事項審議組織(評議会規程 P. 26、美術工芸学部教授規程 P. 177、音楽学部教授会規程 P. 196、大学院委員会規程 P. 265、入学試験管理規程 P. 30、教務委員会規程 P. 33、学生委員会規程 P. 35、総合教育等委員会規程 P. 37)

資料 2-2-1-1	＊	全学委員会・各種委員会名簿一覧(学部・大学院)
資料 2-2-1-2	＊	評議会・教授会等の開催状況
資料 2-2-1-3	＊	美術工芸学部教授会議事録
資料 2-2-1-4	＊	音楽学部教授会記録
資料 2-2-1-5	＊	大学教務委員会記録
資料 2-2-1-6	＊	大学人事委員会議事要旨
資料 2-2-1-7	＊	学生委員会記録
※ 評議会名簿及び議事録は、後出資料 11-1-2-1、11-1-2-3 参照		

【分析結果とその根拠理由】

美術工芸学部と音楽学部の両教授会は、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

観点 2-2-2： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学において教育課程や教育方法等を検討する委員会は、大学教務委員会、大学入学試験管理委員会及び大学総合教育等委員会等の全学委員会と両学部教務委員会があり、両学部と大学院3研究科に共通する事項について実質的な検討を行っている(教務委員会等の構成員、開催及び審議内容は、前出資料 2-2-1-1～2-2-1-7 参照)。

【分析結果とその根拠理由】

大学教務委員会等は、適切な開催回数と審議内容を有している。よって教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織は、適切な構成となっており、また必要な回数の会議を開催し実質的な検討が行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、芸術領域を研究、教育する組織であり、また沖縄という文化的に特色を持った地域の芸術大学でもあることから、いわゆる一般的な教養教育を十分に行いながら専門教育として美術、音楽を教授しつつ伝統工芸や地域の音楽、芸能を高度に研究しようという意図が大学の教育研究組織の体制からも明らかである。

【改善を要する点】

特になし。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学は、建学の理念に基づき美術工芸学部と音楽学部を設置している。

美術工芸学部は、美術学科とデザイン工芸学科を設置している。美術学科は、絵画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻に分かれ、基礎的な造形教育と普遍的な美術教育を絵画専攻と彫刻専攻が担い、芸術学専攻は沖縄の芸術文化を汎アジア的な視点から追求し理論的に研究教育を行っている。デザイン工芸学科には、デザイン専攻と工芸専攻があり、デザイン専攻は基礎造形を基に沖縄文化の新たな教育研究の展開を目指している。工芸専攻には、陶芸コースと染織コースが設置されており、伝統工芸をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎつつ沖縄の芸術文化の継承と新しい創造的な芸術文化の形成、展開を目指している。美術工芸学部の2学科5専攻は、有機的に結合し合い沖縄の明日を担う人材の育成と豊かな芸術文化の創造という目的を達成することができる構成となっている。

音楽学部は、音楽学科の中に声楽、器楽、音楽学、琉球芸能の4専攻を配置している。琉球芸能専攻は、音楽学部の最も特色ある教育分野として、沖縄の伝統的音楽、芸能を教育研究する専攻組織である。音楽学専攻は、楽理分野として学部の成立に不可欠の教育組織であり、音楽学部の特色ある教育組織として地域の伝統的音楽、芸能分野に関する教育研究も併せて行う専攻組織である。声楽、器楽、音楽学の3専攻と琉球芸能専攻が豊かに関わり合って新しい創造の地平を拓くことが重要な使命であり、その使命を達成可能な学部構成となっている。

本学における授業科目は、総合教育科目、共通教育科目及び専門教育科目から成り立っている。総合教育科目と共通教育科目が教養教育であり、総合教育等委員会が所管している。教養教育担当の専任教員は、8名で構成されており、教養教育科目の卒業要件単位数は美術工芸学部37単位、音楽学部28単位以上となっている。

本学大学院は、学部教育のより高度な研究教授の場として位置づけられている。修士課程造形芸術研究科には生活造形（陶磁器、染織）、環境造形（デザイン、絵画、彫刻）、比較芸術学（比較芸術学、民俗芸術文化学）の3専攻を置き、時代の要請に対応した幅広い芸術活動に貢献し得る造形芸術家、研究者、教育者等の人材育成を目指している。修士課程音楽芸術研究科には舞台芸術（琉球古典音楽、琉球舞踊組踊）、演奏芸術（声楽、ピアノ、管弦打楽）、音楽学（音楽学、作曲）の3専攻を置き、より広い視野に立った高度な教育研究を目的に掲げて専門家の育成を目指している。また後期博士課程として芸術文化学研究科があり、比較芸術学研究領域と民族芸術学研究領域とに分かれ、より高度な研究の場を提供している。大学の理念をさらに高度に達成するために、大学院組織として適切な研究科の下に学部教育に基礎を置いた専攻を配置している。

本学の組織は、3本の柱として美術工芸学部、音楽学部並びに附属研究所が設置されている。附属研究所の主要な業務は、芸術文化・伝統工芸・伝統芸能の調査・研究を行うこと、公開講座を行うこと等であり、芸術文化学部門、伝統工芸部門、伝統芸能部門の3部門に各1名の専任教員が配置されている。附属研究所教員は、研究成果を教育に還元させるため修士課程、博士課程構成専任教員としてそれぞれ大学院教育に関わっており、さらに学部授業についても兼任教員として教育を行っている。

教育活動に係わる重要事項を審議する組織としては、両学部教授会と3研究科委員会を議決機関として設置している。学部の教育活動に関する案件は、部門ごとに委員会を構成し、そこでの審議を経て教授会で最終審議の上採否が諮られるようになっている。学部間にまたがって調整の必要な事案、重要案件については、全学の委員会組織において活発な審議が行われている。

教育課程や教育方法等を検討する委員会は、全学の大学教務委員会と両学部の教務委員会があり、これらの委員会は適宜に開催され活発な審議が行われている。中でも大学教務委員会は、両学部と大学院に共通する事項を所管する重要な委員会である。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの自己評価

観点3-1-1: 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学は、第2次沖縄振興開発計画に基づき国の支援を受けて開設された。その際、当時の文部省以外に、職員定数や財政的な観点から自治省との協議・指導も受ける必要があった。

昭和60年5月美術工芸学部の開学作業段階で、自治省から「本学の職員定数を教員44人（学長1人、学部40人、附属研究所3人）、事務局職員16人の合計60人の必要最小限の員数とする」との指導を受けた。

本学は、学科目制によって学部と学科が構成され、必要な教員が配置されている。美術工芸学部開設時には本学の設立基本構想（前出資料1-1-1-B参照）に基づき本学の研究教育目的を実現させるために必要な学科及び専攻・コースの組織と教員組織編成が計画され、大学設置基準を基に専攻ごとに教育内容を吟味しながら必要な教員数を調整した。授業科目を少なくし可能な限り専任教員が授業を担当し非常勤講師の数を減らす努力をしたが、専門分野が広く専任教員が担当できない科目については非常勤講師を配置することにした。また教養教育の教員については、設置基準どおりの定数を確保し教員編成を行った。

平成2年の音楽学部開設時には、自治省との協議・指導により教職員総定数は100名体制とされたことを受け、音楽学部教員組織は専任教員数35人で編成された。（資料3-1-1-A、資料3-1-1-B）

資料3-1-1-A 教員数の推移

年度 職種	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
学長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教授		16	16	15	25	31	35	36	39	39	39	39	39	39	39	39	40	40	43	45	43
助教授		6	8	9	21	25	26	26	26	25	26	27	27	26	25	23	22	21	19	16	16
講師		8	10	10	6	6	5	5	2	3	2	2	2	3	4	5	5	9	8	9	11
助手		3	7	7	7	6	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	9	9	9	9
計	0	34	42	42	60	69	78	79	79	79	79	80	80	80	80	79	79	80	80	80	80
事務職		16	17	18	18	19	20	20	20	21	21	21	20	20	20	20	21	22	21	22	20
技術・技能職		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小計	0	18	19	20	20	21	22	21	21	22	22	22	21	21	21	21	22	23	22	23	21
合計	0	52	61	62	80	90	100	100	100	101	101	102	101	101	101	100	101	103	102	103	101

（出典 各年度の「大学案内」教員総覧）

資料3-1-1-B 全学の教員配置数

学部・大学院 研究所等	学科・研究科等	専攻	専任教員 (H17)					収容 定員	在籍学 生数 (H17)	専任教 員1人当 たり在籍 学生数 (H17)	専任+ 17年度 非常勤 講師1人 当りの 在籍学 生数	兼任教員数 (H17)				非常勤講師		教育補 助嘱託 員 (H17)	備考
			教授	助教授	講師	助手	計					教授	助教授	講師	計	16年度	17年度		
美術工芸学部	美術学科	絵画	4	0	2	1	7	40	50	7.1	2.0				0	16	18	0	
		彫刻	2	1	1	1	5	20	24	4.8	1.3				0	14	13	2	
		芸術学	2	2	1	0	5	24	25	5.0	0.7				0	27	29	1	
		計	8	3	4	2	17	84	99	5.8	1.3	0	0	0	0	57	60	3	
	デザイン工芸学科	デザイン	3	2	2	1	8	80	89	11.1	2.2				0	28	32	1	
		工芸	6	2	0	2	10	96	114	11.4	1.7				0	50	56	3	
	計	9	4	2	3	18	176	203	11.3	1.9	0	0	0	0	78	88	4		
	小計	17	7	6	5	35	260	302	8.6	1.7	0	0	0	0	135	148	7		
音楽学部	音楽学科	声楽	4	2	0	1	7	32	37	5.3	1.0				0	22	31	1	
		器楽	7	1	1	1	10	48	61	6.1	0.8				0	62	66	2	
		音楽学	4	2	1	1	8	24	25	3.1	0.7				0	26	27	1	
		琉球芸能	5	1	1	1	8	56	57	7.1	2.0				0	26	20	1	
		小計	20	6	3	4	33	160	180	5.5	1.0	0	0	0	0	136	144	5	
総合教育等		6	2	0	0	8								37	40	1			
学部計		43	15	9	9	76	420	482	6.3	1.2	0	0	0	0	308	332	13		
大学院	造形芸術研究科 (修士課程)	生活造形					0	12	13	1.6	0.9	5	2	1	8	23	7		
		環境造形					0	12	21	1.2	0.7	9	3	5	17	0	12		
		比較芸術学				0	0	6	6	1.0	0.4	2	3	1	6	0	9		
		計	0	0	0	0	0	30	40	1.3	0.7	16	8	7	31	23	28	1	
	音楽芸術研究科 (修士課程)	舞台芸術					0	8	6	1.0	0.9	5	1		6	17	1		
		演奏芸術					0	16	19	1.3	0.4	11	3	1	15	0	36		
		音楽学				0	0	6	10	1.4	1.3	4	2	1	7	0	1		
		計	0	0	0	0	0	30	35	1.3	0.5	20	6	2	28	17	38	0	
	芸術文化学研究科 (博士課程)	芸術文化学				0	0	9	14	1.2	1.4	(8)	(4)	0	(12)	4	2	1	修士課程との兼務
	大学院計		0	0	0	0	0	69	89	1.5	0.7	36	14	9	59	44	68	2	
附属研究所	芸術文化学部門		1									0	2	0	2	0	0		
	伝統工芸部門		1									1	0	0	1	0	0		
	伝統芸能部門			1								1	1	0	2	0	0		
	附属研究所計		2	1	0	0	3	0	0	0.0	0.0	2	3	0	5	0	0	0	
総合計		45	16	9	9	79	489	571	7.2	1.2	38	17	9	64	352	400	15		

※1 専任教員に学長含まず
 ※2 在籍学生数に研究生・科目等履修生含まず

大学院修士課程と後期博士課程設置に伴い大学院の教員は、専任教員を置かず学部兼任の配置が行われた。教員の採用や昇任は、該当する専攻から提出された教員採用要領（選考採用・公募採用にかかわらず）、昇任要領に基づき大学人事委員会が検討し選考委員会（昇任については学部等人事委員会）が審査を行い、教授会を経て学長が決定を行っている（詳細については、観点3-2-1参照）。

教員の退職等による欠員の補充は、欠員が生じた専攻に対して行われており、教員組織編成が変化することはなかった。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、芸術系大学であり開学の理念にあるように、沖縄の芸術文化の解明と展開が重要な目的であり、学科目制によって学部及び学科や専攻が組織編成され、その教育目的を実現させる構成となっている。教員組織構成も、その目的達成のために編成されており、従来の芸術系大学と沖縄の芸術文化を研究教授する大学という二面性を成り立たせる充実した編成がなされている。

観点3-1-2： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学における平成18年度専任教員及び平成17年度非常勤講師(年間実績)等の員数は、資料3-1-1-Bのとおりである。大学院の専任教員は、全員が学部籍を置く兼務となっている。同資料で見ると、平成17年度専任教員は79人、平成17年度非常勤講師(年間実績)400人となっており、その構成比は1:5.1人となっている。また、専任教員1人当たり学生数は、学部6.3人、大学院1.5人、専任教員・非常勤講師1人当たり学生数は、学部1.2人、大学院0.7人となっている。教員の採用及び昇任基準等については、観点3-2-1参照。

※ 平成17年度の専任教員と主な非常勤講師の配置及び専門分野は、前出資料1-1-1-1「平成18年版大学案内」の教員総覧P. 34, 35を参照

【分析結果とその根拠理由】

本学では、少人数教育を基本としたカリキュラムやクラス編成、オムニバス授業等の多様な授業形態を実施している。

本学の教育課程は、専任教員数に比べて相当数の非常勤講師を配置し、高い水準の少人数教育を実践していることから、教育課程を遂行するために必要な教員は確保されているものと判断する。

観点3-1-3： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学における平成18年度の学士課程の専任教員数(学長を除く)は、79人(前出資料3-1-1-B参照)であり、助手9人及び附属研究所専任教員3人を除く67人が学士課程教員数である。その内訳は、美術工芸学部専任教員数30人(専任教員35人、助手5人を除く)、音楽学部専任教員数29人(専任教員33人、助手4人を除く)、総合教育等専任教員数8人(助手0人)の合計67人である(資料3-1-3-1)。

資料3-1-3-1 * 沖縄県立芸術大学組織及び教職員配置図

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準第13条の専任教員数に掲げられた別表第1によれば、学部の1学科の収容定員と専任教員数は、美術関係160～240人で専任教員数6人(2学科以上で組織)、音楽関係200～400人で専任教員10人(1学科で組織)となっている。別表第2により大学全体の収容定数420人に対し専任教員数は8人と算出できる。別表1及び2で定められた教員数の合計は30人である。

本学の専任教員数は大学設置基準と比較すると美術工芸学部美術学科とデザイン工芸学科、音楽学部音楽学科では、必要十分な教員を確保しているといえる。

観点3-1-4： 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院には、修士課程造形芸術研究科と音楽芸術研究科、後期博士課程芸術文化化学研究科が設けられている。修士課程音楽芸術研究科と後期博士課程芸術文化化学研究科では、研究指導教員と研究指導補助教員の審査は、研究指導委員会において行い必要な教員を確保している。音楽芸術研究科の研究指導教員は19名、後期博士課程芸術文化化学研究科の研究指導教員は8名である。修士課程造形芸術研究科では、研究指導教員及び研究指導補助教員は、造形研究科人事委員会において審査している。研究指導員は、25名である。

なお、大学院に専任教員は置かず、学部と附属研究所の専任教員が兼任している（前出資料3-1-1-B参照）。

（資料3-1-4-1～3-1-4-3）

資料3-1-4-1	*	「平成18年度音楽学部・音楽芸術研究科(修士課程)履修案内」研究室一覧	P.42
資料3-1-4-2	*	「平成18年度芸術文化研究科(後期博士課程)履修便覧」研究室一覧	P.3,5
資料3-1-4-3	*	「平成18年度造形芸術研究科(修士課程)履修案内」研究室一覧	P.4～6

【分析結果とその根拠理由】

研究指導教員及び研究指導補助教員は、履修便覧・案内に指導教員として明記されている。

本学は、建学の理念に謳われているように沖縄芸術文化の解明と展開に重点を置いている。それらを担う専攻（生活造形専攻、舞台芸術専攻、音楽学専修、芸術文化化学専攻）の研究指導教員は、充実して確保されている。

観点3-1-5： 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点3-1-6： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学の専任教員79人(学長を除く)の年齢及び性別構成は、資料3-1-6-Aのとおりである。

資料3-1-6-A

職名	性別	60歳～	55歳～	50歳～	45歳～	40歳～	35歳～	30歳～	25歳～	合 計		
		65歳	59歳	54歳	49歳	44歳	39歳	34歳	29歳	*1	*2	*3
教授	男	5	13	10	2	0	0	0	0	30		
	女	6	4	3	0	0	0	0	0	13		
	計	11	17	13	2	0	0	0	0	43		
助教授	男	0	5	1	1	6	0	0	0	13		
	女	0	0	0	3	0	0	0	0	3		
	計	0	5	1	4	6	0	0	0	16		
講師	男	0	0	0	2	1	4	3	0	10		
	女	0	0	0	0	0	1	0	0	1		
	計	0	0	0	2	1	5	3	0	11		
助手	男	0	0	0	0	1	2	2	0	5		
	女	0	0	0	0	1	1	1	1	4		
	計	0	0	0	0	2	3	3	1	9		
合計	男	5 (1) [1]	18 (1)	11 [1]	5 (1)	8	6 [2] [1]	5 {1}	0	58 (3) [4] {2}		
	女	6	4	3	3	1	2	1 {1}	1 {1}	21 {2}		
	計	11 (1)	22 (1)	14	8 (1)	9	8	6	1	79 (3) [4] {4}		
割合(%)		13.9	27.8	17.7	10.1	11.4	10.1	7.6	1.3	100		

*1 ()は外国人で内数
 *2 []は公募採用で内数 (*3は除く)
 *3 { }は公募で任期有りで内数 (助手のみ)
 *4 専任教員に学長含まず

教員の性別構成は、男の比率（58人、73.4%）が高く、また年齢構成において50～60歳代の比率（47人、59.5%）が高い状況にある。

外国人教員は、総合教育等の英語科目担当教授に1人、芸術学担当教授に1人、声楽担当教授に1人の計3人を専任教員として配置しているほか、非常勤講師に7人いる。

実務経験教員は、美術工芸学部2人、音楽学部5人を配置している。

教員の採用は、助手も含めて公募制を採っているが、任期制は助手についてのみ3年（ただし、特別な場合は3年の更新）を適用している（教員採用の詳細については観点3-2-1参照）。（資料3-1-6-1）

資料3-1-6-1 * 平成18年度外国人、実務経験者等の任用・公募状況

【分析結果とその根拠理由】

芸術という専門分野では、習熟に時間がかかるため教員の年齢は高くならざるを得ない。また美術工芸学部・音楽学部開設時に採用された教員は資格審査の必要性から高年齢層に偏った配置になっていた。その後大学院開設の必要もあり、経験と実績を優先した採用人事が行われてきたのは、芸術系大学として止むを得ないものと考えられる。

平成17年度より本学における採用と昇任選考に係る指針が策定され、性別、年齢構成、外国人教員及び実務経験教員については、教員採用公募の中で配慮しながら適切な人事が行われている。

以上のことから、性別・年齢構成に偏りが見られるものの、これは将来的に改善されることから、全体としては大学の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているものと判断する。

観点3-2-1： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用及び昇任については、学内規程で基準や手続き等を明確に定めるとともに、教育上の指導能力及び教育研究上の指導能力など総合的な要素に基づき公募を主体として審査している(前出資料1-1-1-3)。採用と昇任に際しての新しい人事システムの趣旨は、資料3-2-1-Aに示すとおりである。教育上の指導能力及び専門能力以外に教育と大学運営に係る資質も審査対象とされている。教員の欠員に伴う人事は、欠員が生じた専攻に対して行われている。

大学院の全教員は、学部と附属研究所を本務とする兼任となっており、学部教員として採用の際に資格を審査している。

なお、教員の採用及び昇任は、学長の申し出に基づき知事が任命する。

資料3-2-1-A 新しい人事システムの趣旨

- | |
|---|
| <p>1 本学が追求する芸術教育の理念を実現する教員の適正な配置のために、人事が大学全体の視野の中で行われるべきこと。</p> <p>2 人事の発議、選考において、専攻、学部、研究科、研究所および大学がそれぞれに適切な役割を担うべきこと。</p> <p>3 教員採用及び昇任人事においては、専門分野の能力のほか教育、大学運営等に係る資質も審査対象とするべきこと。</p> |
|---|

(出展 「沖縄県立芸術大学における教員の採用、昇任選考に係る指針及び運用方法」抜粋)

<p>資料1-1-1-3 * 「沖縄県立芸術大学規程集」教員選考規程 P. 107、同教員採用要綱 P. 108、同教員選考審査要綱 P. 112、 教員昇任要綱P. 111</p>

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用及び昇任に関しては、採用基準や昇任基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされている。またその評価も適切な方法で行われているものと判断できる。

観点3-2-2: 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

平成12年度には、「沖縄県立芸術大学自己点検・評価」が行われ、教員の教育活動に関する点検がなされた(資料3-2-2-1)。平成17年度より大学ホームページに教員総覧の項目が設定され、各々の教員の専門分野や研究活動が表示されるようになった。

美術工芸学部では、各専攻単位で教員展が本学附属図書・芸術資料館展示室で開催され、教員の活動状況として外部にも公表されている。また団体展や企画展・個展等により研究活動として創作が発表されている。

音楽学部では、学内外の演奏会や公演に出演することにより、教員の研究活動の成果を発表している。(資料3-2-2-2、後出資料4-1-1-2参照)

附属研究所では、毎年発行される附属研究所紀要「彙報」を刊行し、各部門と担当教員の詳細な研究活動を報告している。

資料3-2-2-1 * 「沖縄県立芸術大学自己点検・評価報告書」

資料3-2-2-2 * 平成18年版沖縄県立芸術大学広報「開鐘」展示会・演奏会案内 P.12

※ 後出資料4-1-1-2 「ガイダンス」資料の音楽学部学年暦参照

ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/> 「トップページ」の教員総覧・教育研究活動を参照

※ 附属研究所の紀要「彙報」、資料添付を省略。

【分析結果とその根拠理由】

学部教員の教育活動は、本学ホームページの教員総覧に発表されている。

附属研究所教員の研究活動は、附属研究所紀要の「彙報」に毎年公表されている。

本学の場合は、美術工芸及び音楽表現が主であり、教育活動の一環としての教員が係わる教員展や各種個展や展覧会、また音楽学部における演奏会や公演活動は活発に行われており、一般にも公開されている。芸術大学の教育研究の特性を考えた場合、展覧会や演奏会は、学会活動や論文発表に相当する。したがって有識者による定期的な評価とは性格が異なるものの、社会的な評価を頻繁に受けることになる。

観点3-3-1： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

教育内容と相関性を有する研究活動は、資料3-3-1-1の通りである。個々の教員は、それぞれ研究活動としての創作や研究テーマを有しており、それらは教育内容に有効に活用されている。

資料3-3-1-1 * 教育内容と関連する教員の代表的な教育研究活動等

【分析結果とその根拠理由】

教員の研究活動と教育内容は相関性を有しており、特に大学院教育における専門課程の教育内容と教員の研究活動内容は多くの場合対応しており、教育の目的を達成するための基礎として活発な研究活動が行われている。

観点3-4-1： 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本学は、小規模大学のため教務関係事務を教務学生課において一元管理している。同課には、専任事務職8人、事務補助嘱託員2人、賃金職員1人、嘱託国際交流コーディネーター1人を配置している。各専攻等事務室には、教育補助嘱託員12人、木工室に技術嘱託員1人を配置している(前出資料3-1-3-1参照)。

TA・RAの教育補助者はこれまでなかったが、平成18年度はTA・RAの試行的な配置を行っている(資料3-4-1-1)。また、本学の教育においては助手の必要性が高いが、現在、専任助手は9人いるだけであり、不足分に非常勤助手を要望してきたが、認められていない。教育補助嘱託員は、県の財政悪化に伴って平成18年度には14人から12人へと削減された。

教育支援者は、沖縄県が認める職種が少なく、非常勤講師、教育補助嘱託員、技術嘱託員のみである(前出資料1-1-1-3)。

資料1-1-1-3 * 「沖縄県立芸術大学規程集」庶務細則P. 58、TA取扱要領P. 242、RA取扱要領P. 244、県嘱託員設置規程P. 139

資料3-4-1-1 * TA・RA制度・取扱要領等

【分析結果とその根拠理由】

事務局は、事務職員、技術職員等を配置し、相互連携の下に役割分担を担いながら教学組織の円滑な運営と適切な意思決定が行われるよう協力体制の確立に努めている。

TA・RAの教育補助者については、平成18年度から試行している。

以上のことから、現況では大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているものと判断する。

しかし、非常勤講師は多く活用されているものの、教育補助嘱託員は削減される方向にあり、教育に必要な技術員や司書、学芸員、伴奏員等の教育支援者として必要な職種が認められておらず充実した教育に苦慮が強いられる傾向にある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の教員数は、学士課程においても大学院課程においても十分な教員数が確保されており、本学の開学の理念を実現できる陣容である。平成15年度より助手の任期制が導入され、適正に運用されている。また「沖縄県立芸術大学における教員の採用、昇任選考に係る指針及び運用方法」が平成17年度より適用され、公募を前提とした教員の採用と昇任に関し明確かつ適正に機能を果たしており、大学全体の視野の中で適正な人事が行われる体制が整っている。

現在3名の外国人教員が在籍しており、積極的な採用であるといえる。

【改善を要する点】

教学事務に係る事務職員については、入試事務や科目登録事務、就職支援事務などにある程度経験を有した者が求められており、平成21年4月の大学法人化に向けて従来の3年毎の事務職定期人事異動ではない考え方による人材の養成配置に着手する必要がある。また教育支援者として必要な職種(技術員や司書、学芸員、伴奏員等)の整備が必要である。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学は第2次沖縄振興開発計画に基づき国から支援を受けて開設された。したがって開学に当たって当時の文部省以外に、職員定数や財政的な観点から自治省の協議・指導も受ける必要があった。本学は学科目制の下に教員組織編成の基本方針を有しており、本学の設置構想に沿った学科および専攻・コース構成が編成され、専攻毎に必要な教員を配置している。開学時の職員総定数は、60人であったが、音楽学部開設に伴い職員総定数は100人体制に見直され、各専攻の教育内容を考慮した教員組織が編成されている。

授業科目を少なくし可能な限り専任教員が授業を担当するよう非常勤講師の数を減らしたが、専任教員が担当できない科目については非常勤講師を配置することとした。また総合教育等の教員については、設置基準どおりの定数を確保し教員編成を行っている。

教員の欠員に伴う人事は、欠員が生じた専攻に対して行われている。

本学の専任教員数は、大学設置基準と比較し必要十分な教員を確保している。また本学は、沖縄芸術文化の解明と展開に重点を置き、それらを担う専攻（生活造形専攻、舞台芸術専攻、民族音楽学専修、芸術文化学専攻）の研究指導教員は、充実し確保されている。

教員の年齢構成において50～60歳代の比率が高い状況にある。芸術分野では、習熟に時間がかかるため教員の年齢は高くならざるを得ない。また大学院開設の必要もあり、年齢構成を考慮した採用より経験と実績を優先した人事が行われてきた。

教員の採用及び昇任については、学内規程で基準や手続き等を明確に定めるとともに、教育上の指導能力及び教育研究上の指導能力など総合的な要素に基づき公募により審査し、学長の申し出に基づき知事が任命する。

学部教員の教育活動は、ホームページの教員総覧に発表されている。附属研究所教員の研究活動は、附属研究所紀要の「彙報」に公表されている。

本学は、美術工芸及び音楽表現が主であり、教員による展覧会・演奏会や公演活動は活発に行われており、一般にも公開され社会的な評価は頻繁に受けているといえる。

教員の研究活動と教育内容は相関性を有しており、特に大学院教育における専門課程の教育内容と教員の研究活動内容は多くの場合対応しており、教育の目的を達成するための基礎として活発な研究活動が行われている。

教育課程に必要な事務職員と技術職員等の教育支援者は、相互連携の下に役割分担を担いながら教学組織の円滑な運営と適切な意思決定が行われるよう協力体制の確立が努められている。TA、RAの教育補助者については、平成18年度から試行している。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの自己評価

観点 4-1-1-1 : 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到る状況】

本学は、芸術系大学として高度な造形能力、音楽芸術の能力及び文化的見識を学生の身に付けるべく教授しており、このことは周知されている。受験生は、自己の芸術的な目的の実現のため本学を受験するのであり、本学の教育の目的と受験者の目的は合致している。入学試験では、入学志願者があらかじめ専攻又はコースを選択し、それぞれの専攻・コースが課す個別学力検査を受験するようになっている。

音楽学部では、毎年9月（平成18年度から8月）に「試験曲」（資料4-1-1-1）を発行している。これは当該年度の入学試験で課せられる課題曲等で、受験者は「試験曲」の課題内容によって自分の能力・適性と照らして受験の判断ができる。

美術工芸学部では、試験問題は公表していないが、募集要項に課題が明示されているので、受験生はこれによって判断ができる。これらは、大学案内・学生募集要項の配布及びホームページ等に明示されており、また学期始めのガイダンスを通して周知されているものとする（資料4-1-1-2）。

上述のほか、オープンキャンパスを実施し、受験生に授業内容、学生生活、入学試験についての情報の説明を行っている（資料4-1-1-3）。芸術学専攻や琉球芸能専攻では県内高校の訪問も行っている（4-1-1-4）。

（前出資料1-1-1-1、資料4-1-1-5～同4-1-1-8）

資料1-1-1-1	*	「平成18年版大学案内」
資料4-1-1-1	*	「平成18年度音楽学部個別学力検査(専攻別実技試験等)試験曲」
資料4-1-1-2	*	ガイダンス資料(日程、学年歴等一部例示)
資料4-1-1-3	*	平成18年度オープンキャンパスのお知らせ
資料4-1-1-4	*	出張演奏会パンフレット
資料4-1-1-5	*	「平成18年度入学者選抜要項」
資料4-1-1-6	*	「平成18年度美術工芸学部学生募集要項」
資料4-1-1-7	*	「平成18年度音楽学部学生募集要項」
資料4-1-1-8	*	「平成18年度推薦入学学生募集要項」
ホームページ		http://www.okigei.ac.jp/ 「トップページ」の入試ガイドを参照
※ ホームページのアクセス数は、前出資料1-2-2-Aを参照。		

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学生は自己の芸術的な目的を達成するために受験をするので、本学の目的に沿った学生が受験している。

本学は、前出資料1-1-2-Aに示す学部の具体的目標を掲げている。個別学力検査の内容は、その目的に適した専門実技修得が可能かを問うために、入学時まで達成すべき基礎技術と芸術活動を続ける能力・適性を有するこ

とを判断する具体的なものである。ただ、美術工芸学部では過去の入試問題が公表されておらず、その方法を検討すべきである。また、入学者選抜の基本方針、入学試験の課題、実施方法等の周知は適切に実施されていると判断できる。

観点 4-2-1 : アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学は、芸術大学として実技を重視しているため、実技の個別学力検査に重点を置いており、いずれの専攻も必要な実技の検査を課している(資料4-2-1-1)。

音楽学部の個別学力検査は、専攻別実技検査と音楽に関する基礎能力検査が実施される。専攻別実技検査は一人の受験生に十分な時間を配分して演奏させる等の課題によって選抜を実施している(前出資料4-1-1-1参照)。

美術工芸学部では、いずれの専攻も素描とその専攻に必要な実技の課題を設け、2日又は3日の実技検査を実施している。絵画専攻では受験生全員が着彩と素描の試験を受けられ、彫刻専攻では面接時に素描その他作品資料の持参を義務付ける等、各専攻がきめ細かな検査を行っている。

実技系ではない芸術学専攻、音楽学コースにおいても、芸術大学に置かれた理論研究の領域として一定の実技能力が求められることから、基礎的な実技の検査を行い、実技と理論が調和した研究のできる人材を受け入れられるよう努めている。

全ての専攻における一般選抜試験では、入試センター試験を課している。これは幅広い教養と芸術理論が裏打ちとならなければ、真のスペシャリストにはなることができないと言う考えの現れであり、入試センター試験は足切りとして使用するのではなく、個別学力検査と総合し判定に用いている。またデザイン、工芸、芸術学、琉球芸能専攻では推薦入学制度を、さらに琉球芸能専攻では社会人選抜制度も取り入れており、多様な人材の発掘を目指している。(学部の入試については前出観点4-1-1の資料各参照)

大学院音楽芸術研究科の実技系専攻では、必要な実技の試験と共に基礎能力・語学の検査を課している。造形芸術研究科の実技系専攻では、必要な実技の試験とともに作品提出や面接等の検査を課している。理論系の専攻は、提出論文等に基づく口述試験・基礎能力・語学の検査を課している(資料4-2-1-1～4-2-1-4)。

資料4-2-1-1 * 過去3年間の入試問題(一部例示)

※ 音楽学部の聴音試験の録音等は、添付を省略。

資料4-2-1-2 * 「平成18年度大学院造形芸術研究科(修士課程)学生募集要項」

資料4-2-1-3 * 「平成18年度大学院音楽芸術研究科(修士課程)学生募集要項」

資料4-2-1-4 * 「平成18年度大学院芸術文化学術研究科(後期博士課程)学生募集要項」

※ 大学院の入試状況の詳細については、後出観点4-3-1参照。

【分析結果とその根拠理由】

専門実技・学科検査の内容は高度かつ厳格であり、大学の目的に照らして、各専攻の基準に沿った適切な学生の受け入れ方法が採用され、また、機能していると判断できる。

観点 4-2-2 : アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到係る状況】

学則第13条第3項と第4項に、外国において学校教育を受けたものについての入学資格が、第19条に編入学について定めている(前出資料1-1-1-2)。これに基づいて社会人特別選抜、私費外国人留学生選抜の制度を一般選抜に準じて行っている。社会人特別選抜は、琉球芸能専攻において実施している。私費外国人留学生選抜は、日本留学生試験の日本語、総合科目の成績並びに一般志願者と同一の個別学力検査により行われている。(前出観点4-1-1、4-2-1の資料各参照)

編入学については、実施細則がなく、また収容定員に欠員があるときに入学を許可できる旨学則に規定しているが、本学の収容定員は今迄ほとんど欠員がなかったため実施されていない。

資料1-1-1-2 * 「平成18年度学生便覧」学則第13条、19条 P.23

【分析結果とその根拠理由】

現在、社会人特別選抜は琉球芸能専攻以外では実施されてはいないが、これは各専攻の特性によるものであり、問題はないと考えられる。編入学はシステムを確立すべく検討している。

観点 4-2-3 : 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

入学者選抜要項・学生募集要項(大学院を含む)は、発表した段階でマスメディアを通じて広報しており、ホームページにも掲載している。

入学試験の実施体制は、両学部に入学者試験委員会を置き、その上に入学者試験管理委員会を設置している。学部入学者試験委員会及び入学者試験管理委員会の構成・審議事項は、資料4-2-3-Aのとおりとなっている。

資料4-2-3-A 入学者試験実施体制

入学者試験管理委員会	
委員長	学長
委員	学部長、研究科長、事務局長、学生部長、各学部及び研究科の入学者試験委員会委員長、学長が特に必要と認める教員
審議事項	(1)入学者選抜要項及び学生募集要項の決定に関すること。 (2)大学入試センター試験(第一次試験)の実施に関すること。 (3)各学部が行う第二次試験及び各研究科が行う入学者試験の実施総括に関すること。 (4)合格者の決定調整に関すること。 (5)その他入学者試験の運営に必要な重要事項に関すること。

学部入学試験委員会	
委員	各専攻及び総合教育等から教員各1名。委員長は互選。
審議事項	(1)入学者選抜要項案に関する事。 (2)学生募集要項案に関する事。 (3)入学試験問題の作成に関する事。 (4)入学試験の実施計画に関する事。 (5)入学試験の採点、評価基準に関する事。 (6)調査書及び健康診断書の評価、取扱い基準に関する事。 (7)合格者の判定基準に関する事。 (8)その他学部及び研究科の入学試験について必要な事項に関する事。

(出展 前出資料1-1-1-3「沖縄県立芸術大学規程集」入学試験管理規程 P.30抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

入学試験委員会及び入学試験管理委員会は、適切に機能している。また入試情報開示については、選抜要項、募集要項に記されており、個人成績を開示している。よって入学試験は公正に実施されていると考える。

観点4-2-4： アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

各専攻とも求める学生像は明確であり、それに沿った入試内容が採られ、適切に学生の受入が行われている。また、各専攻は毎年の入学試験の結果を検証し、入試の改善に役立っており、各検査内容の改善、社会人入試、推薦入試の取り入れ等が行われた。

大学入試センター試験と個別学力検査との配点比率、入試問題の難易度、入学許可者の最低ライン等の妥当性を分析する取り組みが、現在、本学の入学試験における課題である。これらは今まで取り組まれてこなかった。その理由としては、入学後の追跡調査等で検証するにはサンプルが少なく、また、受験生の学力と芸術的才能に相関関係が成り立たない事例が多いこと等が挙げられる。芸術系大学では取り組みにくい課題ではあるが、今後検討を要すると考えられる。

【分析結果とその根拠理由】

各専攻は、入学試験結果を検証し改善を行っているが、これらの改善は現在行われている入学試験においてのものであり、より芸術系大学にふさわしい入学試験のあり方を模索するためにも、芸術系大学にふさわしい検証のシステムを作り、問題点を明確にする必要がある。

観点4-3-1： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

ここ数年の入学試験状況は、全体的に見ればほとんど変わっていない。個別では、受験者数の少ない専攻、学科もあるが、これはその専攻、学科の特性であるとも考えられる（資料4-3-1-A、資料 4-3-1-B）。

音楽学部琉球芸能専攻では、推薦入試、社会人入試を取り入れ、さらに教員による高校訪問(前出4-1-1-4参照)や学生及び卒業生による各種公演(前出資料4-1-1-2の学年暦参照)等で積極的にPRを行った結果、受験者数が増加した。芸術学専攻は、17年度に1名の欠員があった。同専攻では、18年度から推薦入試を取り入れ、その結果は受験者数8名、合格者数6名であった。

資料4-3-1-A 学部入試状況

単位：人

学部	専攻	入学 定員	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
			志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数
美術工芸	絵画	10	67	11	66	11	74	13	60	13	50	10
	彫刻	5	20	6	20	6	29	6	17	7	17	6
	芸術学	6	11	7	7	6	10	6	6	5	8	6
	デザイン	20	74	21	88	22	75	21	103	21	75	22
	工芸	24	52	27	56	25	60	31	60	29	65	30
計		65	224	72	237	70	248	77	246	75	215	74
音楽	声楽	8	10	6	16	10	26	10	23	10	18	10
	器楽	12	43	15	32	15	40	13	36	17	35	13
	音楽学	6	6	5	7	7	8	5	13	8	17	8
	琉球芸能	14	15	13	24	15	20	14	19	14	20	15
計		40	74	39	79	47	94	42	91	49	90	46
合計		105	298	111	316	117	342	119	337	124	305	120

資料4-3-1-B 大学院入試状況

単位：人 () は外国人数で内数

研究科	専攻	入学 定員	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
			志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数
造形芸術 (修士課程)	生活造形	6	11	6	13	7	11	7	4	4	6	4
	環境造形	6	18 (2)	12 (2)	20 (4)	9 (1)	12 (2)	10 (2)	15	9	19 (3)	9 (1)
	比較芸術 学	3	1	10	0	0	5 (1)	4 (1)	1	1	2	2
計		15	30 (2)	19 (2)	33 (4)	16 (1)	28 (3)	21 (3)	20	14	27 (3)	15 (1)
音楽芸術 (修士課程)	舞台芸術	4	7	4	6	5	5	4	1	1	5	3
	演奏芸術	8	14	9	15	10	17	8	16	9	18	7
	音楽学	3	5 (1)	4 (1)	6	4	7	4	4 (1)	3 (1)	4	3

計	15	26 (1)	17 (1)	27	19	29	16	21 (1)	13 (1)	27	13	
芸術文化学 (博士課程)	芸術文化学	3	4	3	4 (1)	4 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	0	4 (2)	3 (2)
合計		33	60 (3)	39 (3)	64 (5)	39 (2)	60 (4)	40 (4)	44 (2)	27 (1)	58 (5)	31 (3)

【分析結果とその根拠理由】

最近の5年間平均の学部入学者は、定員の1.13倍、大学院入学者は1.06倍であり適正なものと考えられる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では各専攻とも求める学生像が明確である。入学試験は、音楽学部は実技検査を個別に行い、絵画専攻では着彩と素描の試験を受験生全員が受けられ、彫刻専攻では面接時に素描その他作品資料の持参を義務付ける等の特色が挙げられ、きめ細かなものになっている。音楽学部・美術工芸学部とも十分な検査時間を確保しているので、受験生は実力を発揮できるようになっている。

【改善を要する点】

編入学については、学則の編入学規定を運用する実施細則がなかったため実施されておらず、編入学を実質的に機能させる必要がある。また、より芸術系大学にふさわしい入学試験を行うために、検証のシステムを作り、問題点を明確にする必要がある。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学は、芸術系大学として高度な造形能力、音楽芸術の能力及び文化的見識を学生の身に付けるべく教授しており、このことは周知されている。受験生は、自己の芸術的な目的の実現のため本学を受験するのであり、本学の教育の目的と受験者の目的は重なっている。個別学力検査もこの目的に沿った専門実技修得が可能かを問う、きめ細かなものになっている。各専攻は、毎年の入学試験の結果を検証し、入試の改善に役立てている。一般選抜の他に推薦入学、社会人特別入学の制度をとっている専攻もある。

入学者選抜要項、学生募集要項は、マスメディアを通して公表されホームページにも掲載されている。入学試験は、各学部の入学試験委員会、全学の入試管理委員会が適切に機能して実施されている。個人情報の開示も選抜要項、募集要項に明示され手続きに沿って開示されている。

入学試験状況は、ここ数年ほとんど変わっておらず、専攻により受験者数の多少はあるが、これは専攻の特性と考えられる。実入学者数は、5年間の平均で定員を僅かに上回る程度であり、厳正な試験が行われている証と言え、本学の特色である少人数教育が確保されている。

しかし、編入学の制度の実質化、入学試験の検証のシステムの作成等改善を要する点もある。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの自己評価

<学士課程>

観点5-1-1: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系的性が確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の教育課程は、学則第25条の2の「教育課程の編成方針等」に基づき、「総合教育科目」、「共通教育科目」、「専門教育科目」により編成されている(資料5-1-1-A)。このうち、「総合教育科目」と「共通教育科目」は、学部の全学生に開かれた教養教育科目である。教養教育に関しては、基準2の観点2-1-3に詳述したので参照されたい。

資料5-1-1-A 教育課程の編成

総合教育科目		人文科学系	
		社会科学系	
		自然科学系	
		総合科学系	
共通教育科目		共通基礎科目	
		外国語科目	
		健康・運動科目	
専門教育科目	美術工芸学部		専門基礎科目
			主要科目
			専門関連科目
			自由科目
	音楽学部	必修科目	主要科目
			実技関連科目
		選択科目	専門関連科目
			専門基礎科目
			自由科目

「専門教育科目」に関して美術工芸学部では、専門基礎科目、主要科目、専門関連科目及び自由科目が開設され、79単位が卒業要件単位である。音楽学部では、主要科目、実技関連科目、専門関連科目、専門基礎科目及び自由科目が開設され、80単位前後が卒業要件である。

また、本学を卒業するために必要な単位を修得し、かつ「教職に関する科目」、「教科に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」について所定の単位を履修すると、中学校教諭1種免許状（美術、音楽）、高等学校

教諭1種免許状（美術、工芸、音楽）を取得することができる。さらに美術工芸学部学生は、博物館学課程を履修すれば学芸員の資格を取得することができる。

音楽学部では、各専攻（音楽学コースを除く）は必修科目の主要科目（主専攻実技）を4カ年に亘って履修するようになっている。主専攻実技は、修得すべき内容が段階的に設定され、その専攻実技を中心として放射状に実技関連科目、専門関連科目が専攻実技を支える基礎として配置されている。学生は、それらの総合的な成果として卒業年次に卒業演奏試験等に臨むことになる。実技関連科目は、必修科目で分野ごとの基礎的演習・講義科目が配当され、主に1～2年次に履修する。専門関連科目は、選択科目でより高度な演習等科目群の中から選択できるようになっている。総合教育科目は、1～4年次に亘って履修し、共通教育科目は1～3年の間に履修するよう指導している。外国語科目は1年次より履修すべきことを履修案内に明記している。

（前出資料1-1-1-2、同3-1-4-1資料5-1-1-1～5-1-1-6）

資料1-1-1-2	*	「平成18年度学生便覧」教育課程の編成等P.40～43、P.47、P.56～60、P.64、教員免許状等の資格取得P.74～79、美術工芸学部履修規程、同要領P.37～58、
資料3-1-4-1	*	「平成18年度音楽学部・音楽芸術研究科（修士課程）履修案内」
資料5-1-1-1	*	履修モデル・コースツリー
資料5-1-1-2	*	美術工芸学部・造形芸術研究科時間割
資料5-1-1-3	*	音楽学部・音楽芸術研究科（修士課程）授業時間割表
資料5-1-1-4	*	美術工芸学部開設授業科目表
資料5-1-1-5	*	音楽学部開設授業時間配当表（平成18年度入学生用）
資料5-1-1-6	*	音楽学部開設授業時間配当表（平成17年度入学生用）

【分析結果とその根拠理由】

「総合教育科目」と「共通教育科目」は、美術工芸と音楽の両学部学生に開かれていて、専門以外の幅広い教養を身に付けることができる。「専門教育科目」の主要科目は、主に実技である。また実技を裏付ける理論科目も十分配置され、必修科目と選択科目のバランスも適当である。

これらのことから、目的に照らして授業科目が適切に配置され、教育課程の編成の体系性が確保されているものと判断する。

観点5-1-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到る状況】

本学の教養教育である「総合教育科目」と「共通教育科目」は、前出資料2-1-3-Cの趣旨に沿って、大学の規模に見合った芸術系大学にふさわしい科目群となっている（前出資料1-1-1-1）。

「共通教育科目」のうち外国語教育については、会話力、語学力の養成にとどまらず、専門の研究に役立つ原書読解力を身に付けさせることも目指している（前出資料1-1-1-2）。平成6年のカリキュラム改正で、教養科目はゼメスター制の概念を取り入れて全て半期完結型とした。外国語科目についても同様にしたので、学習が断片的になる学生が増加する傾向が見られた。そのため、音楽学部では平成15年度から同一言語で2カ年8単位を必修とすることとした。

美術工芸学部の「専門教育科目」は、1年次前期に全専攻にまたがる造形基礎を置き、専門教育を修めるのに必要な基礎的能力を養っている。

音楽学部では、一人一人の優れた能力を結集して感動を共有する合奏の分野も重要であることから「オーケストラ」、「合唱」、琉球芸能専攻の「総合実習」等も主要な必修科目として開設している。さらに基礎的な音楽能力を錬磨するソルフェージュ、副科ピアノ、及び理論的な基礎力を養う和声、楽式論等の科目が配されている。また、本学の大きな特色の一つともなっている琉球芸能専攻においては、専門実技以外に琉球芸能に対する理解を一層深めるための関連実技や理論科目、その他、西洋音楽理論及び創作のための科目も配されている。

(前出 5-1-2-1～5-1-2-3)

資料 1-1-1-1	*	「平成 18 年版大学案内」総合教育科目と共通教育科目の科目群、外国語科目 P. 24, 25
資料 1-1-1-2	*	「平成 18 年度学生便覧」外国語科目 P. 60、美術工芸学部専門教育科目 P. 47、音楽学部専門教育科目 P. 65～73
資料 5-1-2-1	*	「平成 18 年度総合教育等シラバス」
資料 5-1-2-2	*	「2006 美術工芸学部シラバス」
資料 5-1-2-3	*	「平成 18 年度音楽学部&音楽芸術研究科シラバス」
※ 履修規程、履修モデル・コースツリーについては、前出観点 5-1-1 の資料各参照。		

【分析結果とその根拠理由】

「総合教育科目」と「共通教育科目」は、相応の科目を提供している。

「専門教育科目」のうち主要科目については、卒業論文・卒業制作・卒業演奏に向けて、学生一人一人にきめ細かい指導が行われ、実技と理論の双方が密接に関連する高濃度な研究ができるよう配慮されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の趣旨に沿ったものであると判断する。

観点 5-1-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものであるか。

【観点到に係る状況】

本学では、芸術学専攻と音楽学コース以外の専攻・コースの専門は実技であり、実地に制作又は演奏することが研究活動となる。個々の教員の個展、公演活動の成果は、授業の内容に反映されている。具体的に研究成果が授業内容へ反映されている例は、前出資料 3-3-1-1 参照されたい。

※ 学部のシラバスについては、前出観点 5-1-2 の資料各参照。

※ 参考： 教員の研究活動については、ホームページ「トップページ」の大学概要中の教員総覧・研究活動を参照。

【分析結果とその根拠理由】

教員の芸術・研究活動と授業内容との関連は密接である。各専攻・コースの特性に応じて研究活動の成果が授業内容に反映され、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものであると判断する。

観点 5-1-4： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他大学の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点到係る状況】

他学部開設科目の履修については、「共通基礎科目」という科目群を美術工芸学部と音楽学部の学生が履修できるようになっている。

海外大学との単位互換については、海外の姉妹校と本学との間で30単位まで互換が可能となっているが、どのように運用していくかは、現在検討中である（前出資料 1-1-1-3）。

編入学については、検討中である。

本学には、インターンシップという科目名はないが、実質的には既にデザイン専攻の実技科目の中で行い、実績を上げている。これは、実践的に社会との関わりを持たせ、就職という将来性を視野に入れつつ、企業の仕組みや仕事の内容を理解できるようにする目的で、平成14年度より3年次の学生を対象に実施している（資料 5-1-4-1）。また、平成17年度からは文部科学省の産学共同プロジェクト支援事業として教育的企業参画プログラムを琉球大学、沖縄国際大学と共に実施し、その中で企業実習を取り入れている（平成18年度修了）。

学生のニーズに従ってカリキュラムを検討し改正した例は、琉球芸能専攻に見られる。例えば、「関連邦楽実技」（現カリキュラムでは「副科実技」）が同一年度に一つの楽器しか履修できなかったのを、複数の楽器を履修できるようにしたり、「音声学」に首里方言を、「詞章研究」に琉歌や組踊の詞章を多く取り入れたこと等は、学生の強い要望に応えたものである（資料 5-1-4-2）。これは、琉球芸能専攻において、学生と教員が日頃から意見や要望等を述べやすい環境にあることの一つの証左でもある。

その他、学外研究や、沖縄県内外のコンクール等で積極的に学外との関わりを持ち、大学院修士課程との連携もそれぞれの専攻・コースが様々な形で行っている（資料 5-1-4-3）。

資料 1-1-1-3	*	「沖縄県立芸術大学規程集」沖縄県立芸術大学姉妹校への交換留学生に関する取扱要項 P.29、 沖縄県立芸術大学からの交換留学生に関する取扱要項 P.231
資料 5-1-4-1	*	デザイン専攻インターンシップ学生受入
資料 5-1-4-2	*	学生ニーズによるカリキュラム改正例
資料 5-1-4-3	*	学外との関わり及び大学院との連携例

【分析結果とその根拠理由】

学生の要望に応えたカリキュラム改正、コンクール等での学外との関わり、大学院修士課程との連携等様々な形で行われている。また他大学や海外姉妹校との単位互換、編入学については、検討しているところである。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮し、さらに拡充、改善に向けて検討しているものと判断する。

観点 5-1-5： 単位の实质化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

美術工芸学部の専門実技修得のためには、年間 630 時間（14 単位）又は 690 時間（15 単位）を課しており、この時間、学生が学習や制作に打ち込めるよう教室等の学習環境を整備している。

音楽学部の個人指導による実技の授業については、5 時間の実技をもって 1 単位とすることが学則第 29 条で定められているが、学生は授業に臨む前に自習・練習しなければならず、その自習時間も含めて単位が与えられるのである。これについて、学生にはオリエンテーション時に説明し、周知している。学生は、学内の練習室等を、平日は午前 7 時から午後 10 時まで、休業日は午前 9 時から午後 9 時まで使用することができる（資料 5-1-5-1）。

講義系の科目については、毎回の講義に宿題を課したり、授業時に小テストを行う等、学生が予習復習しなければならないような授業を行っている。そして予習復習、レポート作成等のために、平日午前 9 時から午後 8 時まで図書館の利用が可能である。

（前出資料 1-1-1-2）

● 登録単位数と 1 学年に修得すべき単位数の設定

登録単位の上限設定に関しては、美術工芸学部と音楽学部の各履修規程第 8 条により、半期 22 単位と定められている（資料 1-1-1-2）。資料 5-1-5-A は、学部の収容定員 420 名に対して約 3 割の学生は上限を超えて履修登録していることを示している。さらに、年間で 60 単位を超えて履修登録し、実際に単位を取得している学生も相当数存在している。修得単位数が大幅に増加するのは芸術学専攻学生に顕著である。原因として考えられるのは、次の 2 点である。

1. 教職課程・博物館学課程を共に履修している。またこれらの科目には履修年次指定があり、2～3 年次に集中している。
2. 芸術学専攻専門必修主要科目（6 科目 24 単位）の年次指定が 2～4 年次となっているのを、2 年次に集中的に履修する傾向にある。

（資料 5-1-5-A 履修規程第 8 条に関わる履修登録の実態）

	44 単位を超えて履修登録した学生数	60～69（内数）	70 以上（内数）
H14	136	22	1
H15	125	27	3
H16	132	26	4

また、両学部履修規程第 9 条で卒業に要する最終学年を除き、1 学年に最低 20 単位以上を修得しなければならないと規定されている。平成 12 年度から 16 年度の 5 年間に 1 学年に 20 単位以上を修得できなかった学生は、美術工芸学部で 82 名、音楽学部では 41 名存在する。なお、この中には退学者・除籍処分となった学生も含まれる。

上記の状況が放任されている背景として、次の点が考えられる。

1. 履修登録時の両学部履修規程第 8、9 条に関するチェックが開学当初より行われず、第 9 条に抵触した学生への対応を放置していた結果、規程に厳格に従うことができなくなった。
2. 平成 10 年、成績処理のための電算化に伴い学籍原簿のフォーマットが変更された際、以前にはあった記載事項のうち、学期ごとの取得単位数、休学の期間等を書き込む摘要欄が削除された。また、電算処理によっても、履修登録から成績処理の一元的管理が十分にはなされていない（資料 3-2-2-1）。

3. 伝統芸術の伝承という点での大学教育のあり方を、専門実技科目以外の基礎科目、教養科目を年次進行に応じて計画的に履修し、専攻実技に反映させる現在の大学の教育システムといかに整合性を図るかの検討が十分でない。
4. 教職課程・博物館学課程の履修は、履修規程第 8、9 条関係と別カウントであるなら、規程に盛り込むべきである。正規課程にオプションの二つの課程を加えて履修する学生に対し、どのように 4 年間でバランスよく学習させるか、ということに十分配慮しているとはいえない。
5. 全開設科目の履修登録者と成績分布の一覧から、教養科目では履修登録者の 1/3 以上が不可となる科目が多数に上り、成績分布も優-良-可が一定割合となっているのに対して、専門実技科目では優の占める割合が高い。専門実技の修得という明確な動機があり入学した学生の一般的な動向として理解されるが、他方で、単位取得しやすい科目、取りにくい科目があるように誤解を受ける懸念がある。

音楽学部教務委員会は、上記規程に抵触する学生の取り扱いについて、原級留置のような制度導入によって対応できないか検討を進めている。

資料 1-1-1-2 * 「平成 18 年度学生便覧」 学則第 29 条(単位の計算方法)P. 25、 美術工芸学部の専門実技修得時間 P. 48～51、 時間外校舎利用 P. 7、 校舎・教室配置図 P. 88～98、 音楽学部の専門実技修得時間 P. 65～77、 時間外校舎利用 P. 7、 校舎・教室配置図 P. 88～98、 附属図書・芸術資料館利用 P. 11、 登録単位の上限等(美術工芸学部履修規程 P. 37, 38、音楽学部履修規程 P. 53, 54)

資料 5-1-5-1 * 「学生の音楽棟及び奏楽堂施設利用に関する申し合わせ」

資料 3-2-2-1 * 「県立芸術大学自己点検・評価報告書」 P. 67～69

※ 上記観点 5-1-5 【観点到係る状況】の本文記述「5.」中の「全開設科目の履修登録と成績分布の一覧」については、資料添付を省略。

【分析結果とその根拠理由】

1 学期に履修できる単位は上限設定があり、さらに、音楽学部では年次ごとに履修する科目が履修案内に記載されているため、学生は必要な学習時間の確保が可能である。期末試験や各種演奏会で日頃の練習の成果が問われるため、学生は練習に励んでいる。したがって、専門実技に関しては、単位の実質化に問題はない。また講義系の科目では、宿題を課したり小テストを行う等、学生の予習復習が必要な授業を展開している。しかし、一部の専攻で学習時間の確保に対する配慮が不足していたり、大学教育において主要科目と副次的科目を総合的に学ぶことの重要性を学生に指導することが不足している例も見られる。

このことから、単位の实質化への配慮は相応になされているものの、制度改善の取り組みを加速させる必要があると判断する。

観点 5-1-6： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-2-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか、（例えば少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

科目の授業形態については、学則に定められた単位の基準に基づいて、また教育の目的を踏まえ各学部においてそれぞれの分野の特性に応じた構成をとり、バランスにも配慮している(前出資料 1-1-1-2)。

美術工芸学部では、実技や実習を重視し、美術作家や美術教育者、美術研究者、伝統の継承者、あるいはデザイナーとなる人材の育成を目的として、それぞれの分野の特性に応じて、カリキュラムの中に講義と実習をバランスよく取り入れている。また、多くの実習科目は途切れることなく実習が続くため、興味が冷めることなく、技術修得を達成できる仕組みになっている。

音楽学部では、伝統音楽・芸能をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な音楽芸術文化の形成、発展を担う人材（声楽家、演奏家、作曲家、音楽理論家、音楽教育者など）の育成を目的に、それぞれの分野の特性に応じて、カリキュラムの中に講義と実習をバランスよく取り入れている。また、ほとんどの実技科目は1対1、あるいは少人数制で行なうため、より細やかな指導ができることが特徴である。

資料 1-1-1-2 * 「平成 18 年度学生便覧」美術工芸学部の履修規程と授業形態 P. 37～52、音楽学部の履修規程と授業形態 P. 53～73

※ 音楽学部の履修案内については、前出 3-1-4-1 を参照。

【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、各学部の教育目的及び各分野の特性に応じた組合せで、バランスのとれた構成になっている。

学習指導法については、芸術大学に特徴的な個人授業または少人数授業を行い、実技の集中的な教授法を取り入れる等の工夫を行っている。

以上のことから、教育の目的に照らして、学士課程全体として、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているものと判断する。

観点 5-2-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され活用されているか。

【観点に係る状況】

芸術の実技教育では、最終目標が設定されているにしても目標へのアプローチは一定ではない。芸術教育は、学生の多様な感性や着眼に瞬時に対応し、課題達成までの進捗状況を学生個々の能力に照らして適切な時期に助言・指導する体制が必要である。ゆえに、本学の主要な相当数の科目について、厳格な意味でのシラバスを作成することは無意味である。しかし、そのことによって本来あるべき科目までシラバスがない状態を放置できない、ということで平成 17 年度シラバスを作成した(学部のシラバスについては前述観点 5-1-2 の資料各参照)。シラバス作成になじまない実技科目は、最終到達目標を明示するという方法で書式設定した。

平成 17 年度シラバスは、学部ごとと、総合教育等委員会のを 3 分冊化し、年度当初に全ての学生に配付した。音楽学部では、ホームページへ公開している。

美術工芸学部のシラバスには主に「授業の概要」、「授業の目的／ねらい」、「授業計画表」が載せられ、科目を履修する意図が解りやすいようになっている。また、「課題名」、「準備事項」、「参考文献」、「成績評価の方法」等が掲載され、学生の授業に対する心構えや履修方法が明らかになり、4 年間の計画が立てやすいようになっている。

音楽学部では、平成 16 年度まで、「授業科目概要」として作成していたが、平成 17 年度よりシラバス作成の手順書（資料 5-2-2-1）を定め、書式を見やすく改めて「音楽学部シラバス」を作成した。従来の「授業科目概要」に比べて、科目の目標、成績評価方法の項目が加わったことにより、学生にとって、以前よりわかりやすいものとなっている。

シラバスは、次のように活用されているが、それ以外にはあまり活用されていないのが現状である。

1. 学生が履修登録の際、どの科目を受講するか決めるのにシラバスを参考にする。
2. 講義系の科目では、総合教育委員会のシラバスは次回の授業の予習のため、あるいは、当日の授業内容確認のためシラバスが活用されている（資料 5-2-2-2）。

資料 5-2-2-1 * 音楽学部シラバス作成の手順書

資料 5-2-2-2 * シラバス活用アンケート

【分析結果とその根拠理由】

平成 17 年度から全体のシラバスを作成したことにより、学生の授業に対する理解度がより深まったように思われる。

これまで美術工芸学部で全体のシラバスがなかったのは、学部の科目体系が単純であったことと、専攻ごとのカリキュラムが独自であったことに由来するのであるが、全体のシラバスは、他学部、他専攻のカリキュラムを知り、また学内外へそれを知らしめる役割を果たし始めている。今後はこの事例を基に、修正を加えながらより良いシラバス作成とその活用方法を探っていくべきである。

音楽学部では、以前から履修案内によって実技系科目の履修方法がわかりやすく説明され、講義系科目については授業科目概要でその内容が伝えられていた。シラバスを導入した結果、履修案内との調整が必要となろう。

以上のことから、現時点での適切なシラバスは作成されたが、実技関係科目のシラバスのあり方について、記述項目等の検討が必要である。さらに、活用に関する検討は今後の課題として進めていくべきであると判断する。

観点 5-2-3： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

芸術を志す学生については、その自主性を伸ばすことこそが第一の目的でもあることから、日頃の 1 対 1 のレッスンや少人数制の授業によって、学生の習熟度に応じた自主学習を促すような細かな指導がなされている。そして、学生が自主的に実習や練習が行えるように、練習室の他、時間を決めて教室も解放している（前出資料 1-1-1-2、後出資料 8-1-3-2 参照）。

音楽教育の基礎となるソルフェージュ教育では、入学時に琉球芸能専攻を除く全学生に対し基礎テストを実施している。その結果によりグレード制の授業運営を行い、入学までに十分な準備ができなかった学生に対応している。

教養教育の科目では、基礎学力不足の学生及び極めて実力のある学生に対しては、オフィスアワーを活用して個別に指導、助言を行っているほか、個別には平成 17 年度後期から英語科目の単位外補習授業クラスを開設している(資料 5-2-3-1)。

資料 1-1-1-2 * 「平成 18 年度学生便覧」時間外校舎利用について P.7

※ 後出資料 8-1-3-2 「施設使用許可の取扱い及び音楽棟・奏楽堂の施設使用許可について」参照

資料 5-2-3-1 * 「単位外補習授業クラス(英語)」の開設について

【分析結果とその根拠理由】

自主学習、基礎学力不足の学生への配慮としては、個人または少人数授業により学生一人一人に適切な学習指導を行っていることが挙げられる。また、グレード制を取り入れた科目もあり、オフィスアワーを活用している教員もいる。

これらのことから、小規模校の利点を生かした自主学習、基礎学力不足の学生への配慮等がなされていると判断する。

観点 5-2-4： 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-3-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は、美術工芸学部と音楽学部の各履修規程第 15 条に基づき、試験及び平素の学習状況等から総合的に判断して、優（80 点以上）、良（70-79 点）、可（60-69 点）、不可（59 点以下）の 4 段階評価を設定し、優、良、可を合格とする基準を策定している。

これらの成績評価基準は、履修規程に明記するとともに、これらの冊子を学生全員に配付している。さらに、年度初めにオリエンテーションを実施し、周知している。

卒業認定基準は、沖縄県立芸術大学学則第 39 条に、本学に 4 年以上在学し、所定の教育課程を修了した者には卒業を認定する、と定められている。このことは、履修要領や履修案内及び学生便覧にも明記され、これらの冊子にして学生全員に配布している。

資料 1-1-1-2 * 「平成 18 年度版学生便覧」履修要件・成績評価基準(美術工芸学部履修規程第 14、15 条 P. 38、音楽部履修規程第 14、15 条 P. 54)、卒業認定基準(学則第 39 条 P. 26、美術工芸学部履修要領 P. 42、音楽部履修要領 P. 59)

※ 音楽学部履修案内については、前出資料 3-1-4-1 参照。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準は、沖縄県立芸術大学学則に基づき各学部履修規程において策定している。学部ごとに成績評価基準が履修案内や学生便覧に明示されており、年度始めのオリエンテーションにおいて成績評価の方法、卒業認定基準などを周知していることにより、学生は評価基準を十分理解している。

以上のことから、成績評価基準及び卒業認定基準は組織として策定しており、学生への周知も行っていると判断する。

観点 5-3-2： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

具体的な成績評価は、課題作品提出、演奏試験、筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況などを総合して、4 段階評価で行われている。総授業時間数の 3 分の 1 以上欠席すればその科目の単位が与えられないことが両学部履修規程第 14 条にも明記され、レポートの提出に当たっては、担当教員の添削指導が行われるなど、授業の内容に応じた多様な方法を実施している。

美術工芸学部の成績評価の方法は、科目担当教員の通常評価に加えて、学期末に担当する全教員の協議で成績評価、単位認定を行う。

音楽学部では、専門実技の成績評価に当たっては演奏（演技）試験を実施し、全担当教員の協議により評価している。個々の科目の評価方法は、シラバスに明記されている。

各学部における卒業認定は、教授会でされる。

教授会に先立って行われる教務委員会での卒業判定予備会議で用いられる資料は、学籍原簿から抽出した各科目区分ごとの取得単位、総単位などが示された表によっている。前出観点 5-1-5 で詳述した「学籍原簿に関すること」との関わりにおいて、卒業判定会議では履修条件の詳細にわたって確認できないから厳格性には疑問が残る。同様に、4 段階評価で行う趣旨の理解が教員の、または各コースの判断によるものであることから、一定の基準が教員相互に認められるものではないため、学生が過去に修得した成績が「優」に偏したコース、そうでないコースがあり、成績判定の基準にはそれぞれのコースごとに特徴のあることが確認できる（関係規定については前出観点 5-3-1 の資料各参照）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、基準に基づいて 4 段階評価で行われており、適切に実施している。多くの場合、複数の教員で協議の上決定されている。

卒業要件でもある卒業論文等の成績評価は、全担当教員の合議により評点を決め、透明性を確保するとともに、基準に基づいて適切に実施している。

以上のことから、成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定を適切に実施していると判断する。

観点 5-3-3： 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

芸術大学における実技科目の採点には難しい問題がある。多数の学生の作品や演奏の評価を多数の教員で採点し平均的な数値を出す方が、その反対より好ましい客観性があるろう。しかし、多数の教員の中に専門外の者の採点が入れば、必ずしも正確な数値とはいえなくなる懸念がある。

本学のように一つの専門領域にごく少数の学生が点在する環境では、評価の正当性、正確性を保つことはより困難になりがちである。そこで、実技科目の評価に関しては、それぞれの科目に応じた教員数（専門領域の範囲）をあらかじめ厳格に確認し、評価を行っている。その内容はシラバスに明記されている。

成績評価については、学生から質問を受付けるようになっている（前出資料 1-1-1-2）。学生が成績評価について質問や申立てをする場合は、教務学生課教務係又は担当教員に照会する。質問を受けた担当教員は、当該学生の成績を速やかに調査し、結果を学生に伝えることになっている。

資料 1-1-1-2 * 「平成 18 年度学生便覧」学生からの成績評価質問受付 P. 3

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の正確性を担保するための措置として、基準・採点方法が履修規程、シラバスに明示されている。また、成績評価に対する学生からの質問や申立てを受付けて、速やかに回答していることから、成績評価等の正確性を担保するための措置を講じていると判断する。

<大学院課程>

観点 5-4-1 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院は、修士課程の造形芸術研究科及び音楽芸術研究科と博士課程の芸術文化学研究科からなる。

造形芸術研究科及び音楽芸術研究科では、大学院学則第 1 条の教育の目的（前出資料 1-1-3-A）に合わせて、必修科目である専門の研究を中心に、関連する講義、演習又は実技の選択科目を合計 30～32 単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文、修士作品又は修士演奏の審査及び最終試験に合格することが修了要件となっている。修了すれば大学学位規程第 2 条の規定により修士（芸術）の学位が授与される（前出資料 1-1-1-2）。

音楽芸術研究科では、平成 18 年度に専修の組織改変と、カリキュラム改正を実施した。改正の主な理由は、次のとおりである。

- (1) 学生のニーズに対応できるよう絞り込んで科目設定し、効率的な授業運営ができるよう努めた。ただし、学生の選択の範囲を狭めないために新たに共通選択科目群というカテゴリーを設定した。

(2) 従来のカリキュラムには定義が不十分なまま設定され運用されていた科目又は科目区分があり、それらを廃止または定義付けした。また学則で修了要件単位が厳格に定められているにもかかわらず、声楽専修第 5 研究室（オペラ）の修得単位数が 32 単位となっており、学則に抵触した状態にあったものを 30 単位に改めた。さらに、音楽学専攻の単位を 32 単位から 30 単位に変更する希望があったが、学則に阻まれ実現できなかった。

芸術文化学研究科においては、必修科目である「芸術表現総合比較研究 I」2 単位と選択科目 2 科目 8 単位以上（合計 10 単位以上）修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件である。修了すれば大学学位規程第 2 条の規定により博士（芸術学）の学位が授与される。

さらに、教職課程の所定の科目を修得すると造形芸術研究科においては、中学校教諭専修免許状（美術）と高等学校教諭専修免許状（美術）・（工芸）、音楽芸術研究科においては、中学校教諭専修免許状（音楽）と高等学校教諭専修免許状（音楽）の取得が可能である。

（前出資料 5-1-1-2、同 5-1-1-3、資料 5-4-1-1～5-4-1-3）

資料 1-1-1-2	*	「平成 18 年度学生便覧」修了要件(大学院学則第 28 条 P. 31)、学位の授与(大学学位規程第 2 条 P. 34)
資料 5-1-1-2	*	美術工芸学部・造形芸術研究科時間割
資料 5-1-1-3	*	音楽学部・音楽芸術研究科(修士課程)授業時間割表
資料 5-4-1-1	*	大学院（修士課程）造形芸術研究科・大学院（博士課程）芸術文化学研究科開設授業科目表
資料 5-4-1-2	*	大学院音楽芸術研究科（修士課程）開設科目一覧（平成 18 年度入学生用）
資料 5-4-1-3	*	大学院音楽芸術研究科（修士課程）開設科目一覧（平成 17 年度入学生用）
※ 履修に関する学則等の規程、教育課程の詳細については、前出観点 3-1-4 の各研究科履修案内参照。		

【分析結果とその根拠理由】

大学院修士課程においては、それぞれの専門の研究を深めるため、専門の科目の必修単位数の割合が大きいものとなっている。選択科目は専門に関連した科目から選択するようになっている。

博士課程では、3 年間に研究指導の他、演習・講義科目を 10 単位以上修得すれば修了要件を満たすため、教育課程の大部分を専門分野の研究指導が占めているといえる。

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

観点 5-4-2 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院の必修科目の内容は、それぞれの専門の実技又は論文執筆のための個人指導が中心となっている。学生は、いずれかの研究室に所属し、指導教員の指導を受ける。

造形芸術研究科では、研究室は専門分野ごとに別かれており、学生は入学時にその専門分野を選択し、その他、関連科目及び自由科目から他の分野の科目を必要に応じて選択履修することができる。

音楽芸術研究科では、必修科目の授業は修士演奏あるいは修士論文・修士作品制作に向けて行われており、その他、専門に関連する実技や理論の科目が選択できる。

芸術文化学研究科では、博士論文執筆を目標とした研究指導が中心である。その他、専門に関連する演習・講義科目が選択できる。

(前出資料 3-1-4-2、同 5-1-1-2、同 5-1-1-3、同 5-1-2-3、資料 5-4-2-1)

資料 3-1-4-2	*	「平成 18 年度芸術文化学研究科(後期博士課程)履修便覧」(シラバスを含む)
資料 5-1-1-2	*	「美術工芸学部・造形芸術研究科時間割」
資料 5-1-1-3	*	「音楽学部・音楽芸術研究科(修士課程)授業時間割表」
資料 5-1-2-3	*	「平成 18 年度音楽学部&(修士課程)音楽芸術研究科シラバス」
資料 5-4-2-1	*	「2006 造形芸術研究科(修士課程)シラバス」

【分析結果とその根拠理由】

修士課程においては、それぞれの専門の授業に多くの単位が与えられ、その他、関連する実技や理論の科目を選択することにより、自らの専門をより広く深く研究していくことができる。

博士課程においては、教育課程の大部分を研究指導が占めているが、その他の授業科目も充実している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の趣旨に沿ったものであると判断する。

観点 5-4-3 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

【観点到に係る状況】

具体的に研究成果が授業内容へ反映されている例は、観点 3-3-1 の資料 3-3-1-1 参照。

【分析結果とその根拠理由】

研究活動の成果が授業内容に反映され、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものと判断する。

観点 5-4-4 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

学習環境については、学部と同様であるが、修了要件単位数が学部比べて少なく、専門分野の研究に集中することができる。

大学院では、1 年間に履修する単位の上限設定がなく、修士課程において多くの単位を取得した学生もいたが、最近の修了者は概ね 30 数単位の取得である。

【分析結果とその根拠理由】

修士課程では、専門実技又は論文執筆のための研究が主であり、他の科目の履修は少なくよいため、学生は必要な学習時間の確保が可能である。博士課程では、修士課程よりも一層履修科目数が少なく、各自の専門の研究に集中できる。

このことから、単位の実質化への配慮がなされているものと判断する。

観点 5-4-5 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-1 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

科目の授業形態については、学則に定められた単位の基準に基づいて、また教育の目的を踏まえ、各研究科においてそれぞれの分野の特性に応じた構成をとり、バランスにも配慮している（前出観点3-1-4の資料の履修案内参照）。

造形芸術研究科では、実技や実習を重視し、美術作家や美術教育者、美術研究者、伝統の継承者、あるいはデザイナーとなる人材の育成を目的として、それぞれの分野の特性に応じて、カリキュラムの中に講義と実習をバランスよく取り入れている。また多くの実習科目は教員と学生が1対1で行ない研究するため、個々の学生の研究に合わせた授業が行なわれている。

音楽芸術研究科では、伝統音楽・芸能をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な音楽芸術文化の形成、発展を担う人材（声楽家、演奏家、作曲家、音楽理論家、音楽教育者など）の育成を目的に、それぞれの分野の特性に応じて、カリキュラムの中に講義と実習をバランスよく取り入れている。また、ほとんどの実技科目は1対1、あるいは少人数制で行なうため、より細やかな指導ができることが特徴的である。

芸術文化科学研究科では、中心となる「研究指導」と「芸術表現総合比較研究」が演習で、その他講義科目を選択するようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、各研究科の教育目的及び各分野の特性に応じた組合せで、バランスのとれた構成になっている。

学習指導法については、個人又は少人数授業を行い、実技を集中的に教授する等の工夫をこらしている。

以上のことから、教育の目的に照らして、大学院全体として授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-5-2 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバスに関しては、学部と同様の取り扱いをしている(前出観点 5-4-2 の資料シラバス各参照)。

【分析結果とその根拠理由】

学部と同様の理由により、現時点での適切なシラバスは作成されたが、実技関係科目のシラバスのあり方について、記述項目等の検討が必要であると判断する。

観点 5-5-3 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-6-1 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点到係る状況】

沖縄県立芸術大学大学院学則第 2 条第 2 項の「修士課程は、広い視野に立って精深な学識と技術を研究せしめ、芸術の各分野における高度な専門的能力を養成するものとする」を踏まえ、個々の研究科において専門分野に必要な講義と実習をバランスよく配置している。

また、同条第 3 項の「博士課程は、芸術文化に関する高度な理論を教授研究し、芸術文化についての幅広い識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を育成するものとする」を踏まえ、各々の専門分野に必要な講義と実習を個々の学生の自主的な判断によって選択できるようになっている。学生は自らの希望する研究室に所属し、指導教員および担当教員より専門分野の研究指導を受ける。

(前出資料 1-1-1-2、同 3-1-4-1～3-1-4-3、同 5-1-2-3、同 5-4-2-1)

資料 1-1-1-2	*	「平成 18 年度学生便覧」 大学院学則第 2 条 P. 28
資料 3-1-4-1	*	「平成 18 年度音楽芸術研究科(修士課程)履修便覧」 研究室一覧 P. 42
資料 3-1-4-2	*	「平成 18 年度芸術文化学術研究科(博士課程)履修便覧」(シラバス含む) 研究室一覧 P. 5
資料 3-1-4-3	*	「平成 18 年度造形芸術研究科(修士課程)履修案内」 研究室一覧 P. 4～6
資料 5-1-2-3	*	「平成 18 年度音楽学部&(修士課程)音楽芸術研究科シラバス 2006」
資料 5-4-2-1	*	「2006 造形芸術研究科(修士課程)シラバス」

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的(大学院学則第 1 条)達成のために、修士課程においては、修了要件単位の大部分を専門分野の研究指導が占め、博士課程においては研究指導を主軸にすえた教育課程となっている。学生は自ら選択した研

研究室の指導教員および担当教員による、きめ細やかな指導を受けられることから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

観点 5-6-2 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制，研究テーマ決定に対する適切な指導，TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成，教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点に係る状況】

造形芸術研究科では、1研究室1名の教員配置であり、修士課程に所属する学生の担当教員は各1名ずつである。しかし、特別講義や特殊演習などの形で担当以外の教員の指導を仰ぐようになっている(前出資料 5-4-2-1 参照)。

音楽芸術研究科においては、専門分野の研究指導を行うのは、指導教員(原則として教授)と担当教員(教授、助教授及び非常勤講師)であり、指導教員と担当教員が同一教員である場合、その学生を指導する教員は1人となる。実技の場合、1人の教員が一貫して指導を行うことにより高い教育効果が得られる。論文の場合、複数の教員、学生による合同実習があり、複数の教員から指導、助言等を受けようになっている(前出資料 3-1-4-1 参照)。

芸術文化学研究科においても、研究指導については指導教員と担当教員が同一の場合があるが、「芸術表現総合比較研究」では複数教員による指導を行っている(前出資料 3-1-4-2 参照)。

また、平成18年度よりTA・RAの制度を取り入れた(前出資料 3-4-1-1 参照)。

このように、個々の学生の研究指導については適切に行われているが、各専門分野の収容定員がごくわずかで、教員の個人指導が行き届く利点の反面、他の同世代の作品に触れ、お互いに切磋琢磨する環境に乏しいという現状もある。

※ 複数教員による指導体制、研究指導等については、観点 3-1-4 及び観点 5-6-1 の資料各参照。

【分析結果とその根拠理由】

造形芸術研究科では、学生が研究に携わる場合、指導する主な教員は1名であり、部分的には教員と学生との話し合いなどで複数教員での指導も行えるようになっている。

音楽の実技においては、研究指導する教員が1人であることに問題はなく、修士論文又は博士論文指導には、複数教員による指導も行われていることから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

しかしながら、各専門分野の収容定員がごくわずかで、教員の個人指導が行き届く利点の反面、他の同世代の作品に触れ、お互いに切磋琢磨する環境に乏しい。これを解消するために、他大学、他府県、外国等に姉妹校や提携校を増やししながら、グローバルな教育環境を整えていくべきであろう。

観点 5-6-3 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学生は、指導教員と担当教員より研究指導を受ける。指導教員と担当教員が同一である場合でも、複数の教員、学生による合同実習や研究発表会での発表、特殊演習があり、複数の教員から指導、助言等を受けられるようになっている(前出資料 3-1-4-2、同 3-1-4-3、同 5-1-2-3)。

資料 3-1-4-2	*	「平成 18 年度芸術文化学研究科(博士課程)履修便覧」	研究発表会 P. 46
資料 3-1-4-3	*	「平成 18 年度造形芸術研究科(修士課程)履修案内」	特殊演習 P. 7～10
資料 5-1-2-3	*	「平成 18 年度音楽学部&(修士課程)音楽芸術研究科シラバス 2006」	複数教員・学生の合同実習 P. 155

【分析結果とその根拠理由】

本学では、少人数制の指導を行なっているため、学生は指導教員から直接きめ細かい指導を受けられるようになっているが、それ以外にも複数の教員から指導、助言等を受けられるようになっているため、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

観点 5-7-1 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

沖縄県立芸術大学大学院学則の第 1 条及び 2 条から大学院の目的を把握し、それに沿って第 27 条から 29 条までどのように科目を履修するか、成績を判定するのかが明確に述べられている。

また、授業科目の成績は、その科目の趣旨に応じて、試験、研究報告書、提出作品、出席及び学習状況により総合的に判断される。これらの成績評価基準は、研究科ごとに作成している履修案内及び学生便覧に明記され、これらの冊子は学生全員に配付されている(前出資料 1-1-1-2)。

資料 1-1-1-2	*	「平成 18 年度版学生便覧」	成績評価基準(大学院学則 1、2 条、第 5 節 P. 28, 31)、	修了認定基準(大学学位規程第 10 条 P. 34)
------------	---	-----------------	--------------------------------------	----------------------------

※ 詳細については、観点 5-7-2 の資料各参照。

【分析結果とその根拠理由】

大学院全体における成績評価基準や修了認定基準については、学則に記しているため、組織として策定され、学生に周知されていると判断できる。また個々の講座や授業における成績判断については、シラバスにその詳細が述べられていることから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断できる。

観点 5-7-2 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学大学院(3 研究科)における具体的な成績評価は、試験及び出席・学修状況等を総合して、4 段階評価で行われている。学生は、総授業時間数の 3 分の 2 以上出席し、所定の試験に合格しなければならないことが履修案内にも明記されている(前出資料 3-1-4-1～3-1-4-3)。

造形芸術研究科の実技系専修においては、試験として作品提出を求め、それを成績評価している。

音楽芸術研究科においては、個人レッスンの担当教員の通常評価に加えて、実技演奏会を行なう等の公開試験の場合は、専攻教員の協議で成績評価及び単位認定を行っている。

芸術文化科学研究科においては、成績評価は筆記試験、レポート及び授業への出席状況を総合して、4段階評価で成績評価を行っている。

資料 3-1-4-1	*	「平成 18 年度音楽学部・音楽芸術研究科(修士課程)履修案内」成績評価、単位認定、修了認定 P. 3, 11, 40, 41, 49, 50
資料 3-1-4-2	*	「平成 18 年度芸術文化科学研究科(後期博士課程)履修便覧」成績評価、単位認定、修了認定 P. 3, 4
資料 3-1-4-3	*	「平成 18 年度造形芸術研究科(修士課程)履修案内」成績評価、単位認定、修了認定 P. 1 ~3, 23, 24
※ 論文については、後出資料 6-1-2-2、6-1-2-3 を参照。		

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、基準に基づいて4段階評価で行われており、適切に実施している。多くの場合、複数の教員で協議の上決定されている。

修了認定については、各研究科委員会(学部教授会に相当)において履修単位数、修士論文・作品・演奏又は博士論文の審査結果を基に適切に判定を行っている。

以上のことから、成績評価基準や卒業認定基準に基づき成績評価、単位認定、修了認定を適切に実施しているものと判断する。

観点 5-7-3 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

修士作品、修士論文又は修士演奏の審査は、それぞれの専門分野に最も近い専門の教員が3人以上(学位規程第6条2)で行っている(前出資料 1-1-1-2)

博士論文については、本学学位規程及び芸術文化科学研究科学位論文(課程博士)審査規則又は芸術文化科学研究科学位論文(論文博士)審査規則に従って、教授3人以上で論文の審査及び試験を行っている(前出資料 1-1-1-2)。

資料 1-1-1-2	*	「平成 18 年度学生便覧」 大学学位規程第 6 条の 2 P. 34
------------	---	-------------------------------------

※ 論文については、後出資料 6-1-2-2、同 6-1-2-3 参照。

※ 学位論文の審査体制等の詳細については、観点 5-7-2 の資料履修便覧各参照。

【分析結果とその根拠理由】

学位論文(作品、演奏を含む)の審査方法については、規程に明記され、それに従って審査を行っていることから、学位論文に係る審査体制が整備され、機能していると判断する。

観点 5-7-4 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申し立て等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確性を担保するための措置については、学部と同様に行っている。（前出観点 5-3-3 参照）

【分析結果とその根拠理由】

学部と同様に、成績評価等の正確性を担保するための措置を講じているものと判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

《学部》

本学では、専門実技又は論文指導を、主に個人授業で行うため、学生の個性を尊重したきめ細かな指導を行える。これは学生数に対して教授陣の数が多きことから明らかであるが（学生総数 571 名に対して常勤教員 79 名、非常勤教員 400 名）、これにより両者間のより密着した中身の濃い授業が行われている。そして、1 年次から 4 年次まで個々の学生の習熟度に合わせて順を追って指導できるようカリキュラムが工夫されている。

また、工芸専攻と琉球芸能専攻では沖縄の地域文化を取り入れた教育課程が編成されており、地域に根ざした教育が特長である。

《大学院》

大学院でも少人数ならではの細やかな指導が行われており、芸術の各分野における高度な専門的能力を養成すること（修士）と、芸術文化についての幅広い識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を育成する（博士）ためのカリキュラムが適切に組まれている。

【改善を要する点】

《学部》

1. 単位の実質化に関する共通理解が乏しく、カリキュラムの全体設計ができていない。個々の学生が実際にどのような履修をしているのか検討すべきである。
2. 履修上のトラブルの多くは、履修登録・成績処理などの電算処理のシステム改善でできるはずであるが、全てのトラブルが個別的処理によって救済されてきた。トラブルの起きないシステムを構築する必要がある。このことについては、平成 12 年の「自己点検・評価報告書」で指摘した。同報告書に記載された指摘事項以外についても検討する動きはない。

《大学院》

各専門分野の収容定員がごく僅かで、教員の個人指導が行き届く利点の反面、他の同世代の作品に触れお互いに切磋琢磨する環境に乏しい。これを解消するために、他大学、他府県、外国等に姉妹校や提携校を増やしながら、グローバルな教育環境を整えていくべきであろう。

(3) 基準 5 の自己評価の概要

< 学士課程 >

本学では、教育の目的に合わせて「総合教育科目」、「共通教育科目」、「専門教育科目」からなる教育課程を編成している。「総合教育科目」と「共通教育科目」は、専門教育の土台となる教養教育である。「専門教育科目」については、それぞれの専攻・コースが、専門に相応しいカリキュラムと授業内容を提供している。教員の研究活動の成果は、教材や事例研究等により授業内容に反映されている。またデザイン専攻の実技科目の中でインターンシップを行っていて、実績を挙げている。その他、コンクール等で積極的に学外との関わりを持ち、大学院修士課程との連携も行っている。他大学や海外姉妹校との単位互換、編入学については、前向きに検討しているところである。

本学では、専門実技の学習に多くの時間を必要とすることをオリエンテーション時に学生に周知し、履修登録の上限設定を行うことにより、単位の実質化に配慮している。しかし、一部の専攻で学習時間の確保に対する配慮が不足しているような例もあり、履修登録・成績処理等の電算処理のシステム改善と併せて制度を見直す必要がある。

授業形態については、講義、演習、実技等の組合せ、バランスが適当であり、特に専門実技が個人指導であることは、芸術大学の大きな特徴である。平成16年度までは「授業科目概要」を作成していたが、平成17年度より、書式を見やすく改めたシラバスを作成したことにより、学生の授業に対する理解がより深まった。

成績評価方法については、筆記、実技試験、レポート及び授業への出席状況などから総合的に判断している。成績評価基準は、学生便覧等に明記され、オリエンテーション時に学生へ周知している。また成績評価に対する学生の質問を受付けるようになっていて、成績評価の正確性が保たれている。

<大学院課程>

修士課程においては、それぞれの専門の科目の必修単位数の割合が大きく、博士課程では、専門分野の研究指導が教育課程の中心となっている。その他、関連する科目を選択できる教育課程編成であり、授業内容も教育課程の趣旨に沿ったものである。音楽芸術研究科では、平成18年度に専修の組織改変とカリキュラム改正を実施した。教員の研究活動の成果は、教材や事例研究等により授業内容に反映されている。

大学院では、履修単位の上限設定はないが修了要件単位数が少なく、各自の専門の研究に集中できるよう、単位の实質化に配慮している。

授業形態は、各研究科の特性に応じたバランスのとれた組合せで、専門実技又は論文指導は、個人指導で行なわれている。平成17年度よりシラバスを作成したことにより、学生にとって科目のねらいや評価方法等がより解りやすくなった。

研究指導は、専門により1名又は複数の教員が指導する体制が整備されている。本学には、TAやRAの制度がなかったが、平成18年度より取り入れた。成績評価及び学位論文審査も適切に行われ、成績評価について学生からの申立てを受付けるようになっており、成績評価の正確性が保たれている。

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの自己評価

観点6-1-1: 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到る状況】

本学及び学部の目的は、基準1と基準4で述べられている。学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、学科目と各専攻のカリキュラムが明らかにしていると考えられる。教養教育系の科目は平成15年に1科目、16年度に2科目、17年に1科目新設され、絵画専攻とデザイン専攻で16年から語学が4単位から8単位必修に変わった。美術工芸学部の専門関連科目では、16年に1科目新設、デザイン専攻が実技Ⅱ以降の主要科目を全面変更した。17年に共通基礎科目にあった造形基礎を専門基礎科目に改めた。また美術工芸学部では、共通造形センターを設置して実技基礎の強化を図った。音楽学部では、14年に文献講読Ⅰ、Ⅱを削除、音楽概説C・楽器法・東南アジア楽器法を新設した。16年には邦楽専攻が琉球芸能専攻に改められ、科目名が変わる等、両学部でカリキュラムの改変が続けられ、18年にもオペラ関係の科目等が両学部共通に開設された。このようなカリキュラム改変は、各学部・専攻で学生の達成状況に関して常に評価が行われているためと考えられる（前出資料1-1-1-1、1-1-1-2、同3-2-2-2、資料6-1-1-1）。

資料1-1-1-1	*	「平成18年版大学案内」	各専攻案内の人材像等、	琉球芸能専攻の教育成果の一端P. 23
資料1-1-1-2	*	「平成18年度版学生便覧」	美術工芸学部と音楽学部の各履修規程、	同要領P. 37～64
資料3-2-2-2	*	平成18年度沖縄県立芸術大学広報「開鐘」	平成17年度各種賞受賞者P. 6	
資料6-1-1-1	*	学生・卒業生のコンクール入選・入賞者一覧		
ホームページ		http://www.okigei.ac.jp/	「トップページ」の大学概要、	学部・大学院案内を参照

【分析結果とその根拠理由】

各学部・専攻で学生の達成状況を常に検証し、カリキュラムの改善が行われている。また学生が受けた教育が本学の目的に沿って達成されているかは、コンクールその他の学外での評価によって判断できる。

観点6-1-2: 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到る状況】

本学は、学年制をとっていないため、進級については述べられない。卒業については、平成8～12年度入学者の卒業率は93%となっている（資料6-1-2-A）。教員免許の取得者と学芸員資格の取得者は、資料6-1-2-Bと6-1-2-Cのとおりである。ただし、美術工芸学部では、講義科目の授業時間が資格取得科目、教養教育科目、専門科目の

いずれも午前の2時限に限られているため、学部在学中に取得すべき科目の全てを受講できず、修士課程入学後又は科目等履修生として資格取得を目指す学生がいる。

卒業作品・論文は、美術工芸学部の実技系の専攻では各実技科目のIVに含まれるため直に判断ができない。音楽学部の各専攻と美術工芸学部芸術学専攻は、単独で科目が設定されている。しかし、いずれの専攻においても卒業作品・論文の評価は、関係する教員全員で行われており、水準の維持・向上に努めている(資料6-1-2-1～6-1-2-3)。

資料6-1-2-A 卒業率

単位：人

卒業年度		17	16	15	14	13	12	11	合計	%
美術工芸学部	平成12年度入学生	72	3	9	55				67	93
	平成11年度入学生	67		2	7	54			63	94
	平成10年度入学生	69	1		2	9	45		57	83
	平成9年度入学生	66			1	3	6	54	64	97
	平成8年度入学生	67					1	5	59	65
音楽学部	平成12年度入学生	44	1	4	36				41	93
	平成11年度入学生	37				35			35	95
	平成10年度入学生	40				3	33		36	90
	平成9年度入学生	40				1		31	32	80
	平成8年度入学生	44					1	2	38	41
入学生合計		539							501	93

資料6-1-2-B 教育職員免許状取得者

単位：人

学部等	学科	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
学部	美術	2	9	11	12	11
	デザイン工芸	7	12	9	19	15
	音楽	13	23	24	25	11
	計	22	44	44	56	37
大学院	造形芸術	0	2	4	4	6
	音楽芸術	7	11	2	9	4
	計	7	13	6	13	10
合計		29	57	50	69	47

資料6-1-2-C 学芸員資格取得者

単位：人

学部等	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
美術工芸学部	11	10	7	13	15
造形芸術研究科	1	0	3	2	1
科目等履修生	3	2	2	3	2
合計	15	12	12	18	18

資料6-1-2-1 * 美術工芸学部卒業・修了作品図録
 資料6-1-2-2 * 修士論文・卒業論文要旨
 資料6-1-2-3 * 博士学位論文(要旨及び審査結果)第1号又は第2号
 ※ 音楽学部卒業・修士演奏の録音等は、添付省略。

【分析結果とその根拠理由】

卒業できない学生については、学生の資質によるところが大きく、また金銭面でも負担が多いため、道半ばにして挫折する者がいるためと思われる。教員免許については、1学年の人数が約100人の中で全員が取得を目指していないことを考えれば、取得率はかなり良いものと思われる。学芸員資格の取得は、美術工芸学部にのみ認められており、教職科目と併せて履修する学生が多い。

美術工芸学部卒業・修了作品は、バラエティーに富んでおり水準も高いと判断でき、教育の成果が現れている。また音楽学部の卒業、修了演奏、論文、作品は、それぞれの学生が入学してから4～6年間の学習の集大成であり、教育の成果が表れているものと判断する。

観点 6-1-3 : 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

【観点に係る状況】

本学は、芸術大学として芸術活動の個別的表現を尊重して教員と学生の一对一の応対を重視しているため、個人又は少人数による授業形態を維持している。したがって教員は、常に学生の学習状況に応じた対応を行うことができる。学生との意見交換も頻繁に行われており、教員の姿勢が直接的に学習成果に現れる場合も多い。学生の授業評価等の実施に関しては、多彩な専門分野に分かれる教員の評価を修学途上の学生に行わせることの弊害も考えられ、慎重にならざるを得ない。

【分析結果とその根拠理由】

本学の特性として、ほとんどの専門科目が少人数授業であるため、学生との意見交換も頻繁に行われており、教員の姿勢が直接的に学習成果に現れる場合も多い。したがって学生の意見聴取が制度化されていないが、学生の意見は教育内容に確実に反映される状況にある。

観点 6-1-4 : 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学部・大学院(修士課程)の進学・就職率は、資料6-1-4-A、資料6-1-4-Bのとおりである。大学院博士課程では、平成16年度修了生1人(本学初の博士課程修了生)、平成17年度修了生2人のうち1人が就職しており、現在までの就職率は67%である。

資料6-1-4-A 進学・就職率 学部

単位：人

学部	進学・就職率等	14年度卒業生	15年度卒業生	16年度卒業生
美術工芸	卒業生数	66	65	74
	進学希望者	18	26	20
	就職希望者	48	39	54
	進学率	83%	100%	85%
	就職率	29%	29%	65%
音楽	卒業生数	39	36	43
	進学希望者	21	19	20
	就職希望者	18	17	23
	進学率	95%	89%	65%
	就職率	17%	59%	65%

資料6-1-4-B 進学・就職率 大学院修士課程

単位：人

研究科	進学・就職率等	14年度卒業生	15年度卒業生	16年度卒業生
造形芸術	卒業生数	20	18	14
	進学希望者	1	3	0
	就職希望者	19	15	14
	進学率	100%	67%	0%
	就職率	36%	67%	100%
音楽芸術	卒業生数	18	15	17
	進学希望者	2	3	5
	就職希望者	16	12	12
	進学率	50%	67%	40%
	就職率	38%	50%	67%

※ 平成17年度の卒業生の進路状況については、データ集計未了のため、資料3-2-2-2の平成18年度沖縄県立芸術大学広報「開鐘」平成17年度卒業生の進路状況P.6を参照。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、専門家の育成を主眼とした教育を行っており、学部の進学率が高いことは目的に沿ったものである。また、平成16年度デザイン専攻の就職者18人も教育目的に沿ったものであり、成果が上がっているものと判断でき、最終的には希望者全員が就職している。

観点6-1-5：卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

意見聴取の取り組みは、組織的に行われていない。しかしながら、卒業後の活動状況は把握でき、対面して話をする場も多くあるため、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取することは個別に行えている。琉球芸能専攻において「国立劇場おきなわ」第1期研修生合格者10名のうち6名が本学出身者であり、習得した技芸が十分に発揮されていたとの意見が寄せられている。また両学部において卒業生が多数のコンクールに入選・入賞している。絵画専攻について述べれば、平成12年度～16年度の5年間に学部卒業生47人、大学院修了生19人（外部入学生8人）の計66人（実質55人）が卒業・修了している。このうち11人（20%）が卒業・修了後コンクールで入選（22点）しており、その中の8点は受賞している。また、この間12年度以前の卒業・修了生も把握できている範囲で6人が入選している。この中には県外のコンクールも多数あり、卒業後も絵画活動を続けており、対外的にも認められていることを示している。この他にも両学部・研究科で卒業・修了後、海外での留学及び演奏・作家活動を続けている者もいる（観点6-1-1のコンクール入選・入賞者に関する資料各参照）。

【分析結果とその根拠理由】

「国立劇場おきなわ」からの意見や個別で聴取したコンクールでの成果等を基に判断すると、教育の成果や効果は上がっていると考えられる。ただ、まとまった意見聴取の取り組みについては、少人数の者が国内外各地に離れて活動しているため、本人や就職先等から意見を聴取することは困難であり今まで行われなかった。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、専門家の育成を目指した教育を行っており、在学生・卒業生は国内外の多数のコンクールで入選・入賞者を出している。音楽学部出身者には、海外のオーケストラ・合唱団で活躍する者もいる。卒業生は、就職した者も含め、作家・音楽活動をしている者が多数おり、芸術家としての大成を目指している。芸術は、一朝一夕に完成されるものではなく、これらは本学での教育が学生に十分に教授された成果であると考えられる。

【改善を要する点】

就職率が進学率に比べて悪く、今後、就職指導を充実させる必要がある。

（3）基準6の自己評価の概要

本学及び各学部の目的に照らして、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、各専攻のカリキュラムが明らかにしていると考えられる。各学部等では、学生の学力等の達成状況を検証・評価しカリキュラムの改変を行っている。卒業作品、演奏、論文の評価は、関係する全教員で行い水準の維持向上に勤めており、バラエティーに富み水準も高いと判断できる。

教員免許は、約半数の学生が取得しているが、就職を希望する学生ばかりではなく、また就職希望者は、デザイン関係に多いことを勘案すると、取得率はかなり良いと思われる。学芸員資格は、美術工芸学部のみ取得が認められており、教職科目と合わせて履修する学生が多い。

就職及び進学に関しては、本学の特性を受けデザイン専攻学生の就職率は高く、それ以外の専攻の学生は進学

率が高い傾向にある。また、在学中・卒業後もコンクール等での活躍が多数あることは、専門家の育成を目指している本学の教育の成果が上がっていると考えられる。

学生の授業評価は、制度化されていないが、芸術活動の個別的表現を尊重して教員と学生の1対1の対応を重視しているため、学生の意見は教育内容に確実に反映される状況にある。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの自己評価

観点7-1-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学では、入学時に新入生へのオリエンテーションを実施し、学生生活、大学生としての心構えについての学生部長講話、総合教育等・一部専門科目の履修、単位登録、授業料減免、奨学金、諸届け出等について、2日間にわたり大学案内、学生便覧、履修便覧、シラバス等を示しながら説明し、質疑応答を実施している。

さらに、各専攻においても独自のオリエンテーション(各年次を含む)を実施しているほか、音楽学部では過年度生にも実施している。

(前出資料1-1-1-1、同1-1-1-2、同3-1-4-1～3-1-4-3、同4-1-1-2、同5-1-2-1～5-1-2-3、同5-4-2-1)

資料1-1-1-1	*	「平成18年版大学案内」
資料1-1-1-2	*	「平成18年度学生便覧」
資料3-1-4-1	*	「平成18年度音楽学部・音楽芸術研究科(修士課程)履修案内」
資料3-1-4-2	*	「平成18年度芸術文化学研究科(後期博士課程)履修便覧」(シラバス含む)
資料3-1-4-3	*	「平成18年度造形芸術研究科(修士課程)履修案内」
資料4-1-1-2	*	ガイダンス資料(日程、学年暦等一部例示)
資料5-1-2-1	*	「平成18年度総合教育等シラバス」
資料5-1-2-2	*	「2006美術工芸学部シラバス」
資料5-1-2-3	*	「平成18年度音楽学部&(修士課程)音楽芸術研究科シラバス」
資料5-4-2-1	*	「2006造形芸術研究科(修士課程)シラバス」
※ ガイダンスには、上記資料のほか音楽学部の履修案内、附属図書・芸術資料館案内等の冊子類を配布。		

【分析結果とその根拠理由】

本学では、授業科目のガイダンス等は年度の始めや学期の始めに順当に行われているといえる。

よって本学は、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスを適切に実施していると判断する。

観点7-1-2: 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

美術工芸学部では、各専攻の学年に1人の担任教員を置き、また学生一人一人には学生相談員が配置されており、教育や生活全般について日常的に相談に応じ指導・助言を施している。

音楽学部では、平成17年度より学年担任に代わって教員6名による修学支援室を置き、修学全般に関わる相談を受ける体制を整えている。

【分析結果とその根拠理由】

学部単位や教員個々人の対応ではあるが、一人一人の学生の状況を詳しく知る立場にある部署及び教員が日常的に対応しており、学習相談、助言は適切に行われているものと判断する。

観点 7-1-3 : 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学習支援に関する学生のニーズ把握については、少人数教育の特性を活かした学生と教員の日常からのコミュニケーション、特に実技の個人レッスンなどを通して把握していることに加え、上記観点7-1-2で述べている教育や生活全般の相談の中からニーズを把握している。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関する学生のニーズの把握については、学部又は専攻単位において担任教員及び学生相談員を通して相応に把握されている。今後は、大学学生委員会において具体的なニーズの集約に向けて議論していく予定である。

観点 7-1-4 : 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 7-1-5 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

留学生に関しては、本学では事務局に嘱託国際交流コーディネーターを1名（前出資料1-1-1-3）、また教員（兼任）から留学生アドバイザー1名を置き、留学生の相談を随時受けられるようにしている。

さらに、留学生からの希望によりチューター制度を平成17年度後期から実施することとなった。

また、留学生の日本語力強化のため、平日午前中に日本語セミナーを実施している。外国人留学生受け入れ状況は、資料7-1-5Aのとおりである。

(単位:人)

資料7-1-5 A 外国人留学生受け入れ状況

	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
県費	2	4	7	8	8	7	4	6	4	4	4	4	4	2
私費					4	4	4	4	6	8	6	4	2	2
姉妹校					2				1	1	1	1	1	
国費						1	1			2	2	3	4	6
国際交流基金							1							
国際協力事業団												1	2	
合計	2	4	7	9	14	12	10	10	11	15	13	13	13	10

学部別内訳

美術工芸学部	1	2	4	4	7	5	3	3	3	3	3	2	2	1
音楽学部	1	2	3	4	5	6	5	5	4	4	4	4	4	2
大学院				1	2	1	2	2	4	8	6	7	7	7

資料1-1-1-3 * 「沖縄県立芸術大学規程集」チューター取扱要領 P.240、TA、RA取扱要領 P.240、嘱託員設置規程(嘱託国際コーディネータ) P.139

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対する学習支援等については、適切に行われている。

観点7-2-1: 自主的学習環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学生の自主的学習環境については、自習室として、福利厚生棟2階や総合教育棟、各学部の指定された部屋などを提供しているとともに、午後9時まで教室などの施設使用を認めている(前出資料1-1-1-2、後出資料8-1-3-2参照)。

資料1-1-1-2 * 「平成18年度版学生便覧」校舎の時間外利用 P.7、校舎・教室等の配置図 P.89~98

【分析結果とその根拠理由】

学生の自主的学習環境については、専用施設は狭く学生が十分満足するものではないが、可能な限り大学施設を開放し自主的学習を支援している。

以上のことから、専用の施設及び機器・設備の整備が不十分ではあるが、自主的学習のほとんどを占める実技学習に対して可能な限り実習室等を開放しており、自主的学習に支障はないものと判断する。

観点7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学には、学生自治会（学生会）が組織され、他大学との共催行事や学生の修学等における大学との調整をしている。運営費の直接助成はしていないが、大学祭に対し祭りに要する材料等の一部を大学の予算（平成15年度から3年間平均で約20万円）で購入し実行委員会に提供している。

その他の学生のサークル活動については、ガムラン音楽関係のサークルが2団体登録され、担当教員の指導の下に、附属研究所等の施設を利用して活動している。

【分析結果とその根拠理由】

学生自治会及びサークルの活動に対する本学の支援は、適切に行われているものと判断する。

観点7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

保健室は、大学設置基準第36条及び学校保健法第19条に基づき、福利厚生棟1階（資料1-1-1-1）に設置され、嘱託学校医（月2回勤務）及び嘱託保健師（月16日勤務）を配置している。平成17年度の学生定期健康診断受診率は、98%で再検査を要する学生は極めて少ない。また5年間平均の来室者は1,537人、1日平均6.3人/241日となっている。彫刻・デザイン、絵画等の実習中の負傷（軽症）が多いのも本学の特徴である。これらについては実技の時間に危険を伴う機材の扱い方や心構えなどについてガイダンスを行ったり、実習する全ての学生に目が行き届くように、指導する教員を複数にするなどして対応している（資料7-3-1-A）。

資料7-3-1A 保健室利用状況(平成13年度～平成17年度) 来室者数：人

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	5年間平均
目的						
内科	212	212	138	374	260	239
外科	126	126	105	174	134	133
整形外科	3	3	0	89	12	21
耳鼻咽喉科	1	1	1	7	5	3
眼科	9	9	19	21	17	15
皮膚科	12	12	20	90	56	38
歯科	8	8	2	4	4	5
婦人科	55	55	14	65	18	41
その他	118	118	261	212	206	183

ペット休養	108	108	60	102	83	92
病院紹介・搬送等	17	17	17	28	46	25
測定(体脂肪・血圧等)	528	528	420	727	169	474
検査(尿・血糖・視力等)	34	34	0	0	0	14
健康相談	0	0	5	316	178	100
診断書発行	12	12	105	174	119	84
校医診察相談	15	15	14	45	8	19
臨床心理士カウンセリング	39	39	50	36	80	49
合 計	1,297	1,297	1,231	2,464	1,395	1,537

保健室と連携し学生の心の健康や種々の生活問題の相談窓口として保健室の隣に学生相談室を設置し、嘱託の臨床心理士による週1回のカウンセリングが実施され、また本学兼任教員（心理学）1名をカウンセリングアドバイザーとして配置している。

セクシュアル・ハラスメント防止に関しては、平成11年にセクシュアル・ハラスメント防止規程、大学職員が認識すべき指針を制定、さらに平成13年に調査委員会規程を制定し、学生部長の下に5人の委員を配置しているほか、学生便覧に相談窓口を掲載する等の発生防止対策を強化している（前出資料1-1-1-2、1-1-1-3）。

学生の就職指導については、就職委員会規程（資料1-1-1-3）に基づき学生部長の下に学部・研究科と事務局の委員を中心に指導担当教員と連携を図りながら実施している（平成17年度の就職委員会実施回数5回）。事務局ロビーに学生コーナーを設置し、求人票一覧、企業パンフレットを備え置いているほか、インターネット端末を設置し就職等の情報が検索できるようにしている。また、平成17年度からは、徐々にではあるが学生の就職に係る全学的な取り組みも始まってきているが、その取り組みは緒に就いた状況である（資料7-3-1-1）。

学生の進路指導については、前出観点7-1-2で述べた人的・組織体制で指導に当たっている。

資料1-1-1-1	* 「大学案内」 福利厚生施設 P. 30
資料1-1-1-2	* 「平成18年度版学生便覧」 校舎・教室等の配置図P. 89～98、セクシュアル・ハラスメント相談窓口P. 5
資料1-1-1-3	* 「沖縄県立芸術大学規程集」 セクシュアル・ハラスメント防止規程P. 161、同職員が認識すべき事項の指針P. 163、同調査委員会規程P. 174、就職委員会規程P. 50、沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程(学校医、保健師等の設置) P. 139
資料7-3-1-1	* 就職委員会アンケート等

【分析結果とその根拠理由】

学生の健康管理面の体制は、整備され機能している。学生相談（健康相談、生活相談、進路相談、ハラスメント）に関する相談・助言体制は整備され機能している。しかし、就職相談については、体制そのものはあるが個別的な取り組みの側面が強く、これを全学的な体制に整備し横の連携を密にし機能を発揮する必要がある。

観点7-3-2： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

私費留学生は、国内学生と同様に授業料減免の対象としている(後出資料7-3-4-2参照)。

留学生の生活支援に関しては、宿泊先の手配その他の支援を教務学生課の担当職員、嘱託国際交流コーディネーター(前出資料1-1-1-3)、留学生アドバイザー(兼任教員)及び各専攻の担当教員等が行っている。また、平成17年度後期からは、チューター制度が実施され、それまでボランティアで行っていた日本人学生による留学生支援が明確に制度化された(前出資料1-1-1-3)。

なお、現在までに本学には、障害を持つ学生は在籍していない。

資料1-1-1-3 * 「沖縄県立芸術大学規程集」嘱託員設置規程(国際交流コーディネータの設置) P. 139、チューター実施要項 P. 240

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対する生活支援等は適切に行われているものと判断する。

観点 7-3-3 : 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

生活支援等に関する学生のニーズについては、観点7-1-2で述べた学習相談の際に把握している。

【分析結果とその根拠理由】

生活支援等に関する学生のニーズ、少人数教育の特性を活かして各専攻を中心に学習相談と併せて把握しているものと判断する。

観点 7-3-4 : 学生の経済面の援助(例えば、奨学金(給付, 貸与), 授業料免除等が考えられる。)が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例及び同施行規則に基づき、学生への経済的支援として授業料、聴講料、入学料及び学位論文審査料を免除又は減額(2分の1以内)している(資料7-3-4-A)。

奨学金の受給状況については、資料7-3-4-1のとおりである。

なお、私費外国人留学生の授業料等については、日本人学生と同様に対象としている(資料7-3-4-2)。

資料7-3-4-A 授業料減免措置

学部・院別	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	免除	減免	計	免除	減免	計	免除	減免	計	免除	減免	計	免除	減免	計
学部	17	32	49	22	27	49	36	28	64	26	23	49	25	28	53
大学院	8	11	19	15	4	19	7	7	14	4	2	6	7	2	9
件数合計	25	43	68	37	31	68	43	35	78	30	25	55	32	30	62
金額合計	11,057,700			12,659,100			14,861,100			10,888,500			12,196,800		

外部機関からの経済的支援として奨学金制度がある。その他に沖縄県立芸術大学芸術振興財団をはじめ7機関から給付又は貸与がなされている。なお、日本育英会奨学金貸与については、希望する全ての学生に対して実施できている(資料7-3-4-1)。

資料7-3-4-1 * 奨学金受給状況(平成14年度～平成17年度)
資料7-3-4-2 * 留学生の授業料等減免状況(平成13～17年度)

【分析結果とその根拠理由】

最近は不況の影響から、授業料等減免申請者数及び日本育英会奨学金貸与申し込み者数ともに増加傾向にある。それに対応するように受給対象者も増えてきている傾向にある。

学生の経済面への援助は、適切に行われているものと判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本県は、重点施策に国際交流を掲げ、県費による多くの留学生を受け入れている。その受け皿の一つである本県においても県の政策を反映して嘱託国際交流コーディネーターを配置し、事前の受け入れから教育及び生活等多方面にわたりきめ細かな指導・相談を実施している。

また、一般の学生については少数制の特徴が良く活かされ、日頃の個人レッスン、少数指導などの中から学生の要望やニーズ、相談などが取り入れ易くなっていると考えられる。

【改善を要する点】

本県に在籍する学生の多くは、職業的な芸術家を目指すという特殊な状況にあり、これまでは就職などの指導も十分であるとはいえなかった。しかし社会の要請に伴ない、今後は学生達への就職の支援や個別の指導も必要であると考えられる。したがって、全学的な組織体制を整備・強化し就職ガイダンスの実施をはじめカリキュラムへのインターンシップの導入など具体的な支援対策を拡充する必要がある。

(3) 基準7の自己評価の概要

授業科目選択の際のガイダンスは、新学期の始めに適切に実施している。

学習相談(進路相談を含む)や助言に関しては、美術工芸学部においては学年担任と、学生一人一人に対する学生相談員が配置されている。音楽学部においては、修学支援室が設置され、こうした人的・組織体制により学習

支援に関する学生のニーズを把握している。ただし、学生のニーズは大学として集約されておらず、大学学生委員会においてその対応を論議する予定である。

オフィスアワーについては、小規模大学の特性を活かし個々の教員が学生の求めに応じて日常的に適宜の時間を指定し対応している。

特別な支援を必要とすると考えられる者としては、留学生のみが対象となる。留学生に対する学習支援及び生活支援については、嘱託国際交流コーディネータ等の人的体制を整え、受け入れ準備段階から日本語セミナーの開設など適切に支援している。

学生の自主的学習環境については、専用施設が狭いことから教室や実技室等を授業時間外に開放している。

学生のサークルは、ガムラン音楽の2団体が担当教員の指導の下に活動している。また、実行委員会を組織して行う大学祭に対しては、材料等購入の一部に大学予算を支出している。

保健室と学生相談室に嘱託臨床心理士、嘱託看護師、兼任教員(心理学)を配置し、学生の健康管理、健康相談、ハラスメント相談に適切に対応している。

就職相談については、事務局ロビーに学生コーナーを設置し、求人票一覧、企業パンフレットを備え置いているほか、インターネット端末を設置し就職等の情報が検索できるようにしているが、その取り組みは緒に就いた状況である。

学生の経済面の援助に関しては、授業料等の減免措置を講ずるとともに、外部機関からの奨学金を積極的に活用している。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの自己評価

観点 8-1-1-1 : 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備 (例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。

【観点到る状況】

本学の現有校地面積は、資料 8-1-1-A で示すように第 1 キャンパス 13,038 m²、第 2 キャンパス 16,514 m²、第 3 キャンパス 10,874 m²の合計 40,427 m²である。運動場は、第 2 キャンパスに 5,446 m²が整備されている (資料 1-1-1-1)。

資料 8-1-1-A 大学設置基準校舎・校地面積の達成状況

区分	学部	総定員数	校舎名	延面積(m ²)	基準(m ²)	達成状況	備考
校舎	美術工芸	260	デザイン・彫刻棟	4,576.00	6,633.70 *1	340.32%	15,942.18
			美術棟	2,494.29			
			陶芸棟(実習棟)	264.70			
			作業室棟	90.00			
			陶芸棟(校舎)	939.02			
			染織棟	1,937.19			
			引染作業室棟	233.87			
			金工・木工棟	247.95			
			藍染め工房	26.50			
			小計 1	10,809.52			
	音楽	160	音楽棟	3,535.50	3,535.50		
			小計 2	3,535.50			
	共通		管理棟・一般教育棟	3,173.00	8,230.86		
			福利厚生棟	964.27			
附属図書・芸術資料館			4,093.59				
小計 3			8,230.86				
中計 1			22,575.88				
非算入		体育館	1,070.99	5,211.25			
		奏楽堂	1,999.10				
		附属研究所棟	2,141.16				
		中計 2	5,211.25				
合計			27,787.13				
校地	第1キャンパス			13,038.42	4,890.00 *2	826.73%	35,537.23
	第2キャンパス			16,514.69			
	第3キャンパス			10,874.12			
	合計			40,427.23			

*1 校舎の面積基準=(美術総定員 260-200)×959÷200+3,834+音楽加算 2,512=6,633.7 m²
(大学設置基準第37条の2)

*2 校地の面積基準=総定員数 489×10 m²=4,890 m²
(大学設置基準第37条)

校舎のうち本学開学の際に既設施設を改装し校舎に転用したデザイン・彫刻棟、染織棟、陶芸棟 (以下「老朽

校舎」という。)は、建築から39年を経過し、建物耐力度数値も5,000点を下回り危険箇所を補修しながら使用している。老朽校舎は、平成12年に世界遺産に登録された「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の中心遺産である「首里城跡」に隣接し、都市計画法等法令上の建築規制が極めて厳しく建替えが困難な状況である。また校地・校舎の利用に関しては、小規模大学にもかかわらずキャンパスが3つに分散し、第1種住宅専用地域のため、建築規制が厳しくキャンパスアニメティが不十分な校舎配置となっている上、音楽棟ほか4棟にエレベータが設置されていないなどバリアフリー対策が後れている。

大学設置基準第36条第1項から第4項の対象施設である講義室、演習室、実習室等所要の施設は、全て設置している。同条第5項の対象施設として体育館及び福利厚生施設を設置している。その他大学設置基準には掲げられていないが本学を特徴づける施設として、附属研究所、奏楽堂、附属図書・芸術資料館、陶芸窯を設置している（前出資料1-1-1-2）。

音楽学部には、奏楽堂(1,999㎡)を設置し、音楽教育における舞台・演奏実技の実践教育に大きな効果を発揮するとともに、演奏会等を通して住民との連携を図っている(資料1-1-1-1)。また附属図書・芸術資料館には、常設展示室・企画展示室を設置し、主に美術工芸学部が教育成果としての制作作品の展示に利用するとともに、学生の自発的発表の場として広く住民に教育成果の発表を行っている(1-1-1-1)。

附属研究所には、独立した附属研究所棟を設置し、沖縄の伝統文化や芸術の研究を行っているほか、研究成果の普及などを目的として一般社会人を対象に公開講座や文化講座・研究会等を開講し地域連携に貢献している。

情報機器・設備については、コンピュータ教室、LL教室、図書館閲覧室、管理棟1階ロビー(学生資料室兼用)等に所要台数のパソコンを配備(資料8-1-1-B)しているほか、作曲、試演、ビデオ編集、グラフィックス、DTP支援等レベルの高いコンピュータ機器を備えている。また教育用機器として彫刻機器、版画用機器、映像用機器、染織機器、洋楽・琉球芸能の楽器・舞台衣装等を備えている。

資料8-1-1-B 学内パソコン配置先及び台数

使用カ所	台数
コンピュータ教室	25
大学院研究室	19
管理棟(学生)ロビー	3
デザイン専攻実技用	15
附属図書・芸術資料館閲覧室用端末	9
事務局職員用	21
サーバー(学内LAN、附属研究所、図書館システム2台)	4
入試学籍成績管理システム端末	3
デジタルアートクリエイター育成事業用マルチメディア機器	1
LL教室(視聴覚機器)	35

教室の利用状況については、総合教育・共通教育科目のほとんどが通年午前中の時間割となっており、さらに午後の時間割には専門課程の理論系科目が配置されており、総合教育棟の教室稼働率は極めて高い(資料8-1-1-C)。専門課程の専用講義室及び実技関連の実習室等は、少人数教育が基本となっていることから一部を除いて稼働率が高く、特に音楽学部の練習室は待ち時間が長い状況にある(資料8-1-1-1)。

資料8-1-1-C 総合教育棟講義室の収容定員

教室名	収容定員(人)
101	36

102	26
103	44
104	8
LL	35
コンピュータ	20
301	64
302	96
303	64
大講義室	130

資料 1-1-1-1	*	「大学案内」大学施設空中写真 P. 1、奏楽堂 P. 30、附属図書・芸術資料館 P. 29
資料 1-1-1-2	*	「平成 18 年度学生便覧」教室等の配置平面図 P. 89～98
資料 8-1-1-1	*	教室の利用状況

【分析結果とその根拠理由】

校地及び校舎の現有面積は、大学設置基準面積のそれぞれ 8.3 倍、3.4 倍となっている。

大学設置基準第 36 条第 1 項から第 4 項に定める対象施設は、全て設置されている。同条第 5 項に定める対象施設のうち講堂は、機能面で奏楽堂が代替している。

各種別教室については、教育科目に相応した数量、収容定員及び配置となっており、稼働率も総じて高い。

設備については、情報関連機器及び教育用機器ともに一応の整備がなされている。

以上のことから、施設・設備の整備については、老朽校舎の移転・新築問題はあるが、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されている。

観点 8-1-2 : 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

学内の情報ネットワークについては、第 1、2 キャンパスに学内ネットワークと事務系の県庁ネットワークの 2 系統、第 3 キャンパスに 1 系統のネットワークが整備されている(資料 8-1-2-A、資料 8-1-2-1)。

資料 8-1-2-A 学内ネットワーク状況

(1) 第 1、第 2 キャンパス	
ア	大学ネットワーク(教員、学生利用) 幹線ネットワーク 10Mbps 学外ネットワーク(SINET) ISDN 128kbps
イ	県庁ネットワーク(事務局職員利用) 基幹ネットワーク 100Mbps 学外ネットワーク(沖縄県庁内行政ネットワーク) ISDN 128kbps
(2) 第 3 キャンパス	
	学外ネットワーク(ISP) 12Mbps 基幹ネットワーク 100Mbps

第1、2キャンパスのネットワークのうち学内ネットワークは、附属図書・芸術資料館にWWWサーバー、メールサーバーを設置し、各教員の研究室及び各専攻のパソコンとコンピュータ教室(25台)、大学院研究室(19台)、学生ロビー(3台)、附属図書・芸術資料館閲覧室用端末(9台)等をLAN接続している。学外へは学術情報ネットワーク(SINET)に接続しており、インターネットの閲覧及びメールの送受信ができる環境を整備している。また、県庁ネットワークについては、事務局使用のパソコン(21台)が県庁行政ネットワーク(WAN)に接続され、財務会計システム、給与システムによる事務処理に使用するとともに、インターネットの閲覧及びメールの送受信を行っている。

第3キャンパスのネットワークは、附属研究所にWWWサーバー、メールサーバー、ファイルサーバーを設置し、附属研究所及び各教員の研究室及び工芸専攻のパソコンとLAN接続している。学外へは民間プロバイダに接続し、インターネットの閲覧及びメールの送受信ができる環境を整備している。

資料 8-1-2-1 * 沖縄県立芸術大学コンピュータネットワーク構成図

【分析結果とその根拠理由】

第1、2キャンパスの学内LAN環境は、LAN規格10Mbps、外部との通信速度128Kbpsと低速であるため、インターネットの接続やメールの送受信に時間がかかる等の不具合が生じている。また情報管理専門職員が配置されていない。こうした諸問題は、平成21年4月の大学法人化移行への準備工程の中で財務会計システム等の新規導入と併せて再構築する必要がある。

以上のことから、現行の学内情報ネットワークは、十分ではないが全体的な整備はされており活用されている。

観点 8-1-3 : 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点到に係る状況】

施設・設備の維持・管理については、沖縄県条例・規則等に基づき事務局総務課で一括管理している。

附属図書・芸術資料館は、運営規程を定めており、ホームページにより学内外に、新学期始めには図書館案内パンフレットにより学生への利用案内を行っている(前出資料1-1-1-2、1-1-1-3、資料8-1-3-1、同8-1-3-2)。

資料 1-1-1-2 * 「平成18年度学生便覧」時間外校舎利用 P.7、附属図書・芸術資料館利用案内 P.11

資料 1-1-1-3 * 「沖縄県立芸術大学規程集」奏楽堂管理運営規程 P.61 同ホール使用細則 P.64
附属図書・芸術資料館規程等 P.280

資料 8-1-3-1 * 附属図書・芸術資料館案内パンフレット

資料 8-1-3-2 * 施設使用許可の取扱い及び音楽棟・奏楽堂の施設使用許可について

ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/> 「トップページ」の附属図書・芸術資料館利用案内を参照

【分析結果とその根拠理由】

本学の施設・設備については、根幹となる維持・管理は沖縄県条例・規則等により適正に行われており、また附属図書・芸術資料館の利用も学内規程により適切に管理されている。

以上のことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されている。

観点 8-2-1 : 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され, 有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

附属図書・芸術資料館の平成 17 年 3 月末現在の図書及び芸術資料数は、資料 8-2-1-1 のとおりである。

5 年間の平均受入数は 493 冊となっている。学術資料の中には、平成 17 年に指定を受けた国指定重要文化財である鎌倉芳太郎収集資料も含まれている。国指定重要文化財の取扱には、専任の教員あるいは学芸員の配置が必要条件である。

附属図書・芸術資料館には、閲覧席 42 席、図書情報検索用パソコン 9 台、CD-ROM 専用検索機器、視聴覚機器、マイクロリーダー等の機器類を設置している。図書等はホームページより OPAC システムで検索ができ、NACSIS-Webcat、GENII、BLDSC により学外との横断検索サービスも行っている。

図書等の貸し出し総件数は、平成 16 年度 8,142 件、学生 1 人当たり貸し出し数は 11.7 冊となっている。

なお、開館は午前 9 時から午後 8 時までとなっている。土・日曜日及び休日は、閉館となっている(観点 8-1-3 の資料参照)。

資料 8-2-1-1 * 附属図書・芸術資料館の図書・芸術資料数

【分析結果とその根拠理由】

附属図書・芸術資料館は、教育・研究に必要な蔵書、学術資料及び視聴覚資料に加え視聴覚機器及び閲覧席も十分備えている。これら資料等は学内外から検索できるようになっている。

以上のことから附属図書・芸術資料館として図書、学術資料その他の教育上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているものと判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

音楽学部は、奏楽堂(1,999 m²)を有し、舞台・演奏実技の実践教育に大きな効果を発揮するとともに、演奏会等を通して住民との連携を図っている。

附属図書・芸術資料館には、常設展示室・企画展示室を設置し、主に美術工芸学部が制作作品の展示を行うとともに、学生の自発的発表の場として広く住民に教育成果の発表を行っている。

本学は、専用の附属研究所施設を有し、附属研究所では沖縄の伝統文化や芸術の研究を行っており、研究成果の普及などを目的とした公開講座を開講するなど地域連携に貢献している。

【改善を要する点】

学内情報ネットワークは、平成 21 年 4 月の大学法人化移行に向けた財務会計・給与システム等の新規導入と併せて、現有 3 系統を再編・整理した学内情報基幹ネットワークを整備するとともに、情報管理専門職員を配置し、

情報管理体制を強化する必要がある。さらに、施設・設備を管理する営繕管理専門職員と図書等を管理する専任の司書及び学芸員の配置が必要である。

老朽校舎の移転・新築問題については、本学の将来のあり方に係る重要課題であり、大学法人化移行に向け、設置者の速やかな政策判断が求められていることを強調しておきたい。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

校地及び校舎は、大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 に定める面積を大幅に上回っている。大学設置基準第 36 条第 1 項から第 5 項に定める施設のうち講堂、寄宿舎及び課外活動施設を除き、他の施設は全て設置している。しかしながら、施設全体の整備環境から見た場合、キャンパスアメニティが不十分であり、またバリアフリー対策が後れている。

本学を特徴づける施設として、奏楽堂、附属図書・芸術資料館、陶芸登窯、附属研究所を設置している。奏楽堂(1,999 m²)は、音楽教育における舞台・演奏実技の実践教育に大きな効果を発揮するとともに、演奏会等を通して住民との連携を図っている。また機能的に講堂の役割も果たしている。附属図書・芸術資料館には、常設展示室・企画展示室を設置し、主に美術工芸学部が教育成果としての制作作品の展示を行うとともに、学生の自発的発表の場として広く住民に教育成果の発表を行っている。附属研究所には、独立した附属研究所棟を設置し、沖縄の伝統文化や芸術の研究を行っているほか、研究成果の普及などを目的とした一般社会人向けの公開講座や文化講座・研究会を開講し地域連携に貢献している。

情報機器・設備については、本学の規模に相応した整備がなされている。また教育用機器として美術教育や音楽教育に必要な彫刻機器、版画用機器、映像用機器、染織機器、洋楽・琉球芸能の楽器・舞台衣装等を備えている。

教室の利用状況については、総合教育棟及び音楽棟の利用が特に高い上、その他の教室の利用も総じて高い。

学内情報ネットワークについては、一応全体的に整備はされているものの、第 1・2 キャンパスの LAN 環境は低速のため、現在の情報量に対応できていない。さらに、システムは古く、情報管理専門職員も配置されていない状況である(【改善を要する点】を参照)。これらの改善点については、平成 21 年 4 月の大学法人化移行に向けての準備工程の中で財務会計・給与システム等の新規導入と併せて改善していく必要がある。

施設・設備については、根幹となる維持・管理は沖縄県条例・規則等により適正に行われており、また附属図書・芸術資料館の利用も学内規程により管理されている。

附属図書・芸術資料館の図書、資料等は、相応の種類、数量等を備えているほか、検索システムも整備されている。図書の収集・整理、国指定重要文化財の管理及び利用日・時間の拡充については、人的体制の強化が求められる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの自己評価

観点 9-1-1 : 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到る状況】

美術工芸学部の実技系専攻では、専門課程授業の成果は課題作品として提出される。各専攻では課題作品と、その制作過程についても映像記録として残すようにしている。その記録は、毎年刊行される大学案内やホームページに反映されている(前出資料 1-1-1-1)。また卒業制作展では、図録を編集発行しており、卒業時の成果として公表している(図録は前出資料 6-1-2-1 とホームページ参照)。理論系の芸術学専攻では、卒業年次に卒業論文の中間発表、最終試験となる口頭試問、卒業論文発表会が開かれ、レジュメや音声・映像記録、論文要旨集が残されている。

音楽学部では、教育の成果を学生が公表する機会が多くあり恵まれた環境である。定期公演、定期演奏会、室内楽定期演奏会などのほか、学内演奏、卒業演奏、作品試演会などの評価を伴う実演の機会が与えられている(前出資料 4-1-1-2 中の学年暦参照)。ほとんどの演奏会は、奏楽堂か外部のホールで開催される。演奏会後に録音、録画を見聞きして自分の演奏を客観的に検討することは重要であり、多くの演奏会の記録は「音楽資料管理室」で保存し、学生に提供している。

一方、研究分野の学生の成果物に関しては、音楽学コースが論文集「ムーサ」を発行している(資料 9-1-1-1)。また、全体の取り組みとしての発表は、卒業論文発表会があり、要旨集が印刷刊行されている(前出資料 6-1-2-2、6-1-2-3 参照)。

資料 1-1-1-1 * 「平成 18 年版大学案内」 各専攻紹介参照

資料 3-2-2-2 * 平成 18 年度版沖縄県立芸術大学広報「開鐘」P. 12

資料 9-1-1-1 * 音楽学コース論文集「ムーサ」

ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/> 「トップページ」の卒業・修了作品図録を参照

※ 平成 18 年度の展示会・演奏会案内については、前出資料 3-2-2-2 の P. 12、同 4-1-1-2 の学年暦を参照。

※ 音楽学部の卒業・修了演奏等の録音・録画は、添付省略。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、芸術系大学の特性として教育の成果は実技・演奏系の学生の場合、作品や作品映像、演奏録音や録画として蓄積されている。過去の成果物も学生が参考にする必要があり、美術工芸学部では、各専攻・コースで収集し蓄積されている。音楽学部では、音楽資料管理室で管理されている。論文集や要旨集など理論系の成果物も同様に各専攻において収集し蓄積がなされている。

観点 9-1-2 : 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

本学は少人数教育を行っており、特に音楽教育では1対1の対面授業が主である。美術工芸学部における創作は、学生個人がそれぞれの意図に基づき行われるものであり、教員と1対1の対応が常に行われている。このような状況下で、教員は学生と日常的に接しており、学生との意思疎通は十分に行われている。

また、教育の成果は、学生の授業評価や満足度・学習環境等と密接に関わっている。したがって学生の制作や演奏の結果は、教育の状況を直接反映しており、教員は日常的に自己点検を行っていることとなる。

音楽学部は、教務委員会が主催するオリエンテーションを新学年の始めに行っている。これは奏楽堂ホールに全在生を参加させ履修上の注意を喚起するものであるが、その際、履修登録に関する事、施設利用に関する事等学生の要望を聴取している。要望は、委員会に伝え環境改善に役立てている。これまでに、練習室の利用時間延長、図書館の開館時間延長等の要望に対して適切に対応してきた。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、少人数教育であり、学生との意見交換が頻繁に行われている。学生の意見は、教育内容に確実に反映される状況にある。また学生の制作や演奏は教育の状況を直接反映させるものであり、教員は教育内容を客観的に把握できる状況にある。

観点9-1-3： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

前出観点9-1-2の【観点に係る状況】で述べた学生との意思疎通の中で卒業生や修了生及び彼らの就職企業等に関する意見や情報を収集している。

また、学外で開催される大きな展覧会や演奏会等は、学内の学生だけではなく学外の専門家や卒業生と共同で行われることが多い。そのような状況では、教員には無論のこと学生本人にも学習状況が客観的に理解できる。また学内で行われる卒業制作展や学内演奏会等にも卒業生や外部の専門家が訪れ成果について意見を聞くことができる状況にある（展示会・演奏会については、前出資料4-1-1-2中の学年歴及び前出資料3-2-2-2のP.12参照）。

【分析結果とその根拠理由】

芸術系大学という本学の状況においては、学内外で行われる展覧会や演奏会において学外の専門家や卒業生の反応に対し直接触れることができるため、教員は教育内容を客観的に把握できる状況にあり、自己点検と評価は適切に行われている。

観点9-1-4： 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

各専攻・コース単位での教育課程の改善や見直しは、常時行われている。また平成17年度から全学的にシラバ

スを導入し、教育課程を理解しやすいよう配慮した(シラバスについては前出資料1-4-2、前出資料 5-1-2-1～5-1-2-3、同 5-4-2-1 参照)。

教員組織の構成に大きな影響を与える非常勤講師の活用に関しては、予算の問題をはじめ活用基準等に関し整合性・統一性がとれていない状況を踏まえ、現在、大学人事委員会において活用の基本方針及び基準を定めるべく大学教務委員会と連携し所要の実態調査等を行っている。平成 17 年 11 月評議会で、非常勤講師に関する申し合わせ事項が取り決められた(前出資料 1-1-1-1、同 1-1-1-3、前出資料 3-1-1-B)。

資料 1-1-1-1	*	「平成 18 年版大学案内」教員総覧 P. 34, 35 中の非常勤講師
資料 1-1-1-3	*	「沖縄県立芸術大学規程集」非常勤講師に関する申し合わせ事項 P. 135
資料 3-1-1-B	*	「大学の教員配置数」表中の「非常勤講師」欄参照
※ 非常勤講師に関する学内論議については、前出資料 2-2-1-3 美術工芸学部教授会議事録 P. 25、P. 29、前出資料 2-2-1-4 音楽学部議事録 P. 15、前出資料 2-2-1-5 大学教務委員会議事録 P. 1, 3, 6, 8, 10、前出資料 2-2-1-6 大学人事委員会議事録 P. 1, 2, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14 を各参照。		

【分析結果とその根拠理由】

前出観点 9-1-2、9-1-3 で述べたように、本学の教育方法は個別指導であり、教員個人単位又は専攻・コース単位では教育の質の向上が常時求められており、専攻・コース単位での協議が行われ、継続的に改善が施されている。専攻・コース単位での改善は、小規模校であり教員数も少なく行われやすい環境にある。

今回の自己点検・評価の結果を全学的な取り組みとして、どのようにシステムを整備しそれを活用していくかの検討は後出観点 11-3-4 【分析結果とその根拠】で述べる新たな改善システムの中で論議していく予定である。

観点 9-1-5 : 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点到係る状況】

音楽学部では、平成 12 年度自己点検の結果抽出された問題点や課題について解決を図り、それを報告書としてまとめている(資料 9-1-5-1)。

カリキュラムは、大学設置基準の大綱化に伴い平成 6 年度に大幅改正し、さらに平成 10 年度に見直しを行った(前出資料 3-2-2-1)。教育内容の変化に応じてカリキュラムは、定期的に見直す必要があり、18 年度に音楽学部では大幅なカリキュラムの改正が行われた(資料 9-1-5-2)。

学生が授業内容を理解する目的で平成 17 年度からシラバスを配布し、授業改善に反映している。

教材については、独自に工夫や開発をし、また一部の専攻においてはマルチメディア機器の活用も取り入れている。

教授方法に関しては、各専攻内部で日頃から意見交換等を行いながら様々な工夫・研究に努めている(前出資料 3-2-2-1)。

資料 3-2-2-1	*	「県立芸術大学自己点検・評価報告書」平成 10 年度カリキュラム改正 P. 55、P. 60～67、P. 70～84、教授方法の改善 P. 18, 19、P. 56、P. 70～84
------------	---	---

資料 9-1-5-1 * 「自己点検評価報告書」による検討課題の取組現状報告(音楽学部)

資料 9-1-5-2 * 平成 18 年度音楽学部カリキュラム改正資料

【分析結果とその根拠理由】

授業の改善は、一義的には個々の教員に委ねられる。個々の教員あるいは専攻・コース単位においては、教材の工夫・開発、教授方法の工夫・研究など様々な改善の取り組みに加え、平成 17 年度からシラバスを活用し学生の理解レベルを考慮した授業展開など不断の改善に努めている。

以上のことから、本年度カリキュラムの見直しやシラバスの導入とともに、個々の教員は授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているものと判断する。

観点 9-2-1 : ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

専攻・コース単位では、教育課程を進めていく上で教員相互の情報交換や意見交換が常に行われている。また複数教員による講評も行われており、授業方法や内容の改善に貢献している。

新任教員に対しては、複数教員と協議や助言の下に授業計画を立て授業を行っている。また年度当初から高度な授業や複雑な委員会活動をさせない配慮が各専攻・コース単位で行われている。

【分析結果とその根拠理由】

専攻・コース単位では、授業方法や内容の改善のために教員相互による検討が常時行われている。また複数教員による講評は、学生のためにも教員のためにも有効な手段である。新任教員については、各専攻・コース単位で十分な配慮が行われている。

観点 9-2-2 : ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

前出観点 9-2-1 に同じ。

【分析結果とその根拠理由】

前出観点 9-2-1 に同じ。

観点 9-2-3 : 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点に係る状況】

本学は、芸術学専攻と総合教育等を除く各専攻に専任の助手を各1人計9人と教育補助者として木工室に技術嘱託員1人を含め13人配置しているが、その他の教育支援者は置いていない(前出資料3-1-3-1参照)。美術工芸学部の専任助手にはその資質の向上のために研究費として旅費、消耗品費が割り当てられている。助手や教育補助者、教育補助嘱託員については、業務以外の時間には学内施設を自由に利用できる環境にあり、研究環境としては整備されている。

本学は少人数教育であり、教員と助手や教育補助嘱託員の間でも教員と学生の間と同様に日常的に緊密な意思疎通が行われ、教育支援者や教育補助者に対する教育活動の質の向上に繋がっている。

【分析結果とその根拠理由】

助手は、公募採用で質の高い人材が確保され任用期間も3年と短期であることから、その実情に合った研修等を検討する必要がある。教育補助嘱託員は、業務実態に加え1年契約(3年まで更新可)であることを勘案し、特に研修等は予定していないが、業務時間外の研究環境は整備されている。

教育支援者や教育補助者と教員とのコミュニケーションは、日常的に行われており、教育支援者や教育補助者の資質向上に役立っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の特性は、個人指導が基本であり、学生の意見聴取は行きやすい環境にあり、また授業内容にも直接的に反映される状況にある。

【改善を要する点】

自己点検・評価の結果をフィードバックするため全学的な新たなシステムを整備する必要がある。

(3) 基準9の自己評価の概要

本学は、芸術系大学であり、教育の成果や活動の実態を示すデータは実技・演奏系の場合では、作品や作品映像・演奏録音や演奏映像の資料として残り、美術工芸学部では各専攻・コースで、音楽学部では音楽資料管理室で管理されている。また理論系の成果物は、論文や要旨集、さらに発表録音や発表映像として蓄積されている。これらの資料は教員・学生とも閲覧可能であり、教育・研究や自主学習などに活用されている。

本学の専門科目は、少人数授業であり、教員との緊密な意思疎通の中で創作教育が行われている。学生の意見は、教育内容に確実に反映される状況にある。また学生の制作や演奏は教育の状況を直接反映させるものであり、教員は教育内容を客観的に把握できる状況にある。

学外関係者の意見の反映例では、学外で開催される大きな展覧会や演奏会等は、学内の学生だけではなく学外の専門家や卒業生と共同で行われることが多く、その過程で学外の意見に触れる状況にある。したがって教員は教育内容を学外の意見から客観的に把握できる状況にあり、自己点検と評価は適切に行われている。

本学の特徴は、個別指導にあり、教員個人単位では常に教育の質の向上が求められ、教員個人単位あるいは専

攻・コース単位では教育の質の向上が常時求められており、専攻・コース単位での協議が行われ継続的な改善が行われている。今回の自己点検・評価の結果を、全学的な取り組みとして、どのようにシステムを整備し活用していくか新たな改善システムの整備について論議していく予定である。

授業内容は、個々の教員の自覚の下に改善が図られている。専門課程の教員にとっては、教授内容が学生の芸術活動の結果に如実に反映されるため教育の改善は必要不可欠である。

専攻・コース単位では教育課程を進めていく上で教員相互の情報交換や意見交換が常に行われている。また複数教員による講評も行われており、授業方法や内容の改善に貢献している。新任教員に対しては、複数教員と協議や助言の下に授業計画を立て授業を行うなどの配慮が各専攻・コース単位で行われている。

教育の質の向上ために教育支援者や教育補助者の資質の向上は不可欠である。教育支援者や教育補助者は、業務以外の時間に学内施設を自由に利用できる環境にあり、研究環境としては整備されている。また本学は少人数教育であり、教育支援者や教育補助者と教員とのコミュニケーションは、日常的に行われており、教育支援者や教育補助者の資質向上に役立っている。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの自己評価

観点 10-1-1： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、沖縄県が設置する公立大学のため、大学の財務は県一般会計予算として公会計が適用される。公会計では単年度収支の状況が反映され、資産と債務は表れない。収支において自主財源が不足する分については、一般財源から繰り入れており、収支は常に均衡している。

なお、資産については、県公有財産として大学の管理運営に必要な校地、校舎、教育研究備品、図書類等を有し、その管理は備品台帳を整備し財産の増減及び現有高を管理している。

【分析結果とその根拠理由】

公会計のため、予算・決算において資産及び債務が表れない。

大学の教育研究を安定して遂行できる資産を有している。

観点 10-1-2： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の収入状況は、資料 10-1-2-A のとおりである。平成 17 年度の収入総額 1,668,204 千円に対する自主財源の授業料・聴講料と入試考査料・入学料 339,699 千円の占める割合は 20.4%に過ぎず、一般財源から 1,253,044 千円(75.1%)を組み入れている。主な収入である授業料等については、2年ごとに国立大学に準拠して見直しを実施し、財務基盤の強化を図っている。なお、平成 18 年度の授業料等は、改正済みとなっている。

資料 10-1-2-A 決算(支出)及び財源(収入)内訳

単位：千円

		H13	H14	H15	H16	H17
決算 (支出)	人件費	1,210,841	1,185,490	1,160,921	1,160,029	1,175,369
	管理運営費	216,285	212,404	210,872	204,788	196,126
	施設整備事業費	62,425	57,599	56,787	115,526	97,558
	特定事業費	4,700	15,241	15,318	15,313	10,332
	教育研究事業費	186,154	187,715	191,216	184,900	188,819
	合計(a)	1,680,405	1,658,449	1,635,114	1,680,556	1,668,204
財源 (収入)	土地・建物使用料	127	41	114	140	140
	建物貸付料	9,083	8,813	8,788	8,587	8,856
	授業料・聴講料	244,420	260,183	243,582	278,498	275,245
	入試考査・入学料	62,303	64,303	67,957	61,543	64,454
	国庫補助金	10,834	27,560	22,719	0	1,469
	受託研究事業費	0	0	0	1,365	2,858
	雑入	4,597	10,747	6,414	4,433	4,138
	繰越金	0	0	0	0	58,000

一般財源	1,349,041	1,286,802	1,285,540	1,325,990	1,253,044
合計(b)	1,680,405	1,658,449	1,635,114	1,680,556	1,668,204
収支差額(a-b)	0	0	0	0	0

【分析結果とその根拠理由】

年度別の歳出を見ると老朽校舎の修繕・改装予算の措置状況によって増減の変動があるが、人件費をはじめ総じて抑制傾向にある。

主要な自主財源である授業料については、国立大学に準拠して定期的に見直しを行い継続的な増額確保に努めている。

観点 10-2-1： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の収支予算は、毎年度県の予算編成方針に基づき編成され、県全体の予算として県議会で審議、可決、認定され、大学へ配分される。大学においては、教授会及び学部・研究科の予算委員会において県の予算編成方針概要を説明し、大学内の予算要求作成・配分の承認を得て執行している。

【分析結果とその根拠理由】

県予算として県議会で審議、認定され公表されており、それを受けて学内においても同様に教授会・予算委員会等において予算要求・配分が承認されていることから、収支に係る計画が適切に策定され、関係者に明示されているものと判断する。

観点 10-2-2： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学は、公会計のため収入と支出は各年度とも均衡している。(10-1-2-A 表参照)

なお、平成17年度の自主財源339,699千円に対する人件費1,175,369千円の充当状況は28.9%にしか過ぎず、その不足分と残り他の管理経費には一般財源1,253,044千円(75.1%)が歳入不足として組み入れられている。

【分析結果とその根拠理由】

一般財源組み入れ額を企業会計の視点からみると不均衡な収支といえようが、公会計では実態を反映した財務状況は表れず、各年度とも収支均衡となる。

観点 10-2-3： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の予算はここ数年来、毎年のようにマイナスシーリング(平成17年度10%、平成18年度15%減)方針により減額されてきている。ただし、人件費及び施設整備等の特定事業費は対象外である(資料10-2-3-A)。

予算科目の教育研究事業費の額は、平成14年度を基準とした場合、平成18年度は1.2%減少している。これを教員1人当たりの額でみると2,590千円から2,559千円となり減少している。なお、本学の予算には学長裁量により配分される競争的資金は、措置されていない。

資料10-2-3-A 大学予算の推移

単位：千円

予算科目	H14	H15	H16	H17	H18
人件費	1,230,458	1,182,870	1,164,505	1,140,778	1,161,613
大学管理運営費	221,864	217,664	213,431	205,475	201,753
施設整備事業費	59,237	52,373	112,322	97,741	37,106
特定事業費(2事業)	15,635	15,332	15,332	15,332	19,832
教育研究事業費 (伸率14年度を基準に)	204,621 (0.0%)	207,630 (1.5%)	199,404 (△2.5%)	197,696 (△3.4%)	202,140 (△1.2%)
教員1人当り年額	2,590	2,628	2,524	2,502	2,559

*教員数は、各年度とも79人

外部資金として、科学研究費補助金は、年次によって変動が大きいですが、平成17年度でみると採択件数7件、交付金額7,700千円となっている。同様に受託研究費は、1件、2,858千円となっている(10-2-3-B)。

資料10-2-3-B 外部資金受給状況

単位：千円

種別	H13		H14		H15		H16		H17	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費	3	4,800	3	6,100	3	1,200	4	2,000	7	7,700
現代的教育ニーズ取組 支援プログラム							1	6,333	1	1,900
受託研究費							1	1,365	1	2,858
合計	3	4,800	3	6,100	3	1,200	6	9,698	9	12,458

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の予算は、県の予算編成方針により減少しているが、教育研究事業費の教員1人当たり予算額は、減少率を極力抑え、250万円台を維持しており、また、施設整備費についても所要額が確保されていることから、教育研究活動費は適切な配分がなされていると判断する。

観点10-3-1： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の収支予算・決算は、県の決算として県議会で審議、認定を受け、公表されているが、公会計のため財務

諸表は作成していない。

【分析結果とその根拠理由】

公会計のため該当なし。

観点 10-3-2： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到に係る状況】

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、毎年度、県監査委員会による委員監査と事務局職員監査が実施され、その結果が県議会で審議、認定され、公表されている。また、地方自治法第 252 条の 27 第 1 項の規定に基づく公認会計士や弁護士等による包括外部監査が事前の書類審査と数日間に亘る訪問調査により行われ、県議会に報告されるほか、県行政情報センターを通して県民にも公開されている(資料 10-3-2-1)。

資料 10-3-2-1 * 「平成 16 年度沖縄県包括外部監査報告書」抜粋

【分析結果とその根拠理由】

地方自治法に基づき適正な手続きがとられている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

設置者である県の財政状況は厳しく、今後も大学に配分される予算が減少していくことが見込まれることから、大学全体として事務の合理化はもとより経費の効率執行、特に人件費抑制に向けて非常勤講師の活用を精査し年次的に改善を図るとともに、外部資金による教育研究費の獲得に積極的に取り組む必要がある。

学長裁量により配分される競争的教育研究費の導入について、検討する必要がある。

3) 基準 10 の自己評価の概要

本学は、県が設置した公立大学であるため、予算及び決算は地方自治法等に基づき適正な手続きにより成立、認定され、県民に公表されている。

大学予算は、歳出において抑制傾向が続いているが、大学運営に必要な教育研究費等は確保されている。収支における自主財源の大幅な増加は、本学が少人数教育を特色としているため改善には一定の制約があることから一般財源からの組み入れに県の政策的な配慮が求められる。

大学の資産は、教育研究活動を安定して遂行できる校地、校舎、教育研究備品、図書類等を有している。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの自己評価

観点 11-1-1: 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到る状況】

本学は、大学の管理運営に関し県の条例・規則等が適用され、授業料の改定や定数管理、人事等の重要事項については、知事との協議や承認を得る必要がある。

本学組織の管理・監督者として、学則第4条、同大学院学則第5条及び県行政組織規則第250条の規定に基づき学長を統括者として、学部長、学生部長、研究科長、附属図書・芸術資料館長、附属研究所長及び事務局長を置いている(前出資料1-1-1-2、同1-1-1-3)。

管理運営上の最高意思決定機関としては、学則第5条の2により評議会を位置づけ、その下に学則第6条により教授会、大学院学則第5条の2により大学院研究科委員会を置いている。さらに学内諸規程により全学委員会を置き、さらに教授会と研究科委員会の下に各種委員会を置いている(前出資料2-2-1-A参照)。また、部局長会(前出資料1-1-1-3)を置き全学的な立場からの各組織間の連絡調整及び評議会その他重要会議の原案作成等を審議している。

しかしながら管理運営組織において、学生部長は学則第4条に基づき学生部に置くとなっているが、学生部が組織されてなく、その職務も明確ではなく改正前の旧組織の慣例として職務が遂行されている。

事務組織(附属図書・芸術資料館を含む)としては、事務局長の下に庶務、財務等を所掌する総務課と教務事務全般を所掌する教務学生課を置いている。事務組織が抱える問題としては、情報ネットワーク、施設・設備管理の営繕専門職員及び専任の司書・学芸員がいずれも配置されてなく管理体制が不十分である。さらに、事務職員の定期人事異動期間が3年と短いため、教学に関する企画・立案、大学運営及び高等教育行政にある程度精通した人材が確保されていない。

本学の教職員数は、県の内部査定により現在、教員・助手80人、事務職20人、運転士1名となっている(前出資料1-1-1-1、同3-1-3-1参照)。

資料1-1-1-1	*	「平成18年版大学案内」	大学組織図・部局長(名簿)P.31、	教員総覧P.34,35
資料1-1-1-2	*	「平成18年度学生便覧」	管理・監督者(学則第4条、第5条の2、	第6条P.22、大学院学則
			第5条P.28)	
資料1-1-1-3	*	「沖縄県立芸術大学規程集」	部局長会規程P.29	
資料3-1-3-1	*	大学組織及び教職員配置図		

【分析結果とその根拠理由】

本学は、県の一組織でもあるため大学の管理運営について大学の意思決定のみでは対処できない面がある。そうした制約の中にあつて、学長統括の下に各組織は、それぞれの機能と役割を果たしている。ただし、学生部長の職務が明確ではなく、また事務局(附属図書・芸術資料館を含む)の人的配置についても改善すべき点がある。

以上のことから一部において改善事項はあるが、全体として管理運営のための組織及び事務組織は、適切な規

模と機能を持っており、また必要な職員が一応配置されているものと判断する。

観点 11-1-2： 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

本学の意味決定は、重要事項については部局長会の審議(教授会、研究科委員会及び全学委員会所管の重要事項の報告を含む)を経て評議会で審議し決定している(資料 11-1-2-1、同 11-1-2-2)。この場合、重要事項のうち事前に教授会等の審議に付す必要がある事項については、当該組織の審議結果を踏まえている。なお、評議会、部局長会(前出観点 11-1-1 の資料各参照)、教授会及び研究科委員会は、毎月定例に開催している。(前出資料 2-2-2-1 各種委員会名簿、同資料 2-2-1-3 両学部教授会議事録各参照)

一方、教授会と全学委員会との関係及び位置づけについては、前出観点 2-2-1 の【観点到係る状況】で述べたように明確に整理されていない。また、全学委員会の中で学長が議長となっている委員会(前出資料 2-2-2-1 各種委員会名簿参照)については、学長自らが審議を統括しているが、それ以外の全学委員会は、学長との連携が弱く各委員長が招集や審議事項の付議などを自己の判断で行っており、委員会決定事項が円滑に執行されないケースもある。こうした状況は、学長と全学委員会及び評議会、教授会と全学委員会との各々の関係と位置づけが設置規程上不明確であることが大きな要因と思われる、関係規程の整合性を検証し整理する必要がある(この必要性については、前出観点 2-2-2 の【観点到係る状況】でも述べているので参照されたい)。さらに、学内の全組織が組み込まれている全学委員会は、現在教務委員会のみであるため、教務委員会事項としてふさわしくないものまで持ち込まれる状況にある(資料 2-2-1-5 平成 17 年度教務委員会記録参照)。

資料 11-1-2-1 * 評議会名簿

資料 11-1-2-2 * 評議会議事録

※ 学長が議長となっている全学委員会については、大学人事委員会、大学入試管理委員会、大学国際交流委員会、大学施設整備委員会(前出資料 2-2-2-1 の各種委員会名簿の抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学の意味決定に関わる評議会等は、全体として学長の統括の下に相互に連携を図ながらそれぞれの機能、役割を果たしている。しかしながら、学長が議長に就いていない全学委員会については、学長との関係及び位置づけ等を、教務委員会については所管事項をそれぞれ整理する必要がある。

なお、各種全学委員会及び学部・大学院の単独委員会等については、本学の規模を考慮し委員会の統合や運営回数(平成 16 年度の例:音楽学部における学部単独委員会と全学委員会を合わせた開催数は年間 180 回)の改善等を行い教育研究に専念する時間の確保、事務の合理化と労力の軽減に務める必要がある。

以上のことから、意思決定に関与する組織は、一部に改善を要する点があるが、全体として大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているものと判断する。

観点 11-1-3： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生及び学外関係者のニーズ把握については、前出基準9の個別観点で述べているように、小規模大学の特性を活かして事実上、学生等の声として教員に伝わっている実状にある。教員のニーズについては、教授会及び研究科委員会において、また事務職員については、事務局長を通して評議会及び部局長会において意見が反映できるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

教職員のニーズは、把握され管理運営に反映されている。また、学生、卒業生及び学外関係者のニーズ把握については、十分とは言えないが相応の把握はなされているものと判断する。今後は、これまでに各教員が把握した内容を収集・分析し、管理運営に反映していくことにしたいと考えている。

観点11-1-4： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点11-1-5： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

事務職員に対しては、県の管理職及び一般職を対象とした各種研修が実施されているが、教員の研修については、自主的研修に委ねられている。

【分析結果とその根拠理由】

事務職員への研修等は、県により実施されている。教員に対する研修は、速やかに取組みを検討する必要がある。

観点11-2-1： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

管理運営に関する方針は、多岐に亘る方針を具体化し管理運営事項として個別に学内規程に盛り込み、方針の

実施体制を構築している。

本学の管理・監督者の職務及び権限については、前出観点 11-1-1【観点に係る状況】を参照されたい。

本学各組織の長(事務局長を除く)の選考及び教員の採用については、学内規程で定めている。また教授会、研究科委員会の構成員、及び全学委員会委員、学部・研究科各種委員会委員の選考並びに教授会等の所管事項については、学内規程で定めている(前出資料 1-1-1-3)。

資料 1-1-1-3 * 「沖縄県立芸術大学規程集」 人事に関する各種規程 P. 71～141, 学部教授会等に関する各種規程 P. 177～209

【分析結果とその根拠理由】

学長の管理運営に関する方針は、管理運営事項として学内諸規程に盛り込まれている。

管理運営に関わる組織の長の選考、教員の採用に関する方針、教授会、研究科委員会の構成員、全学委員会等委員の選考及び各構成員の責務と権限は、学内諸規程により定められている。

観点 11-2-2 : 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的, 計画, 活動状況に関するデータや情報が, 蓄積されているとともに, 大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され, 機能しているか。

【観点に係る状況】

本学は小規模のため、毎年発行される「大学案内」に大学の目的や活動状況、授業開設科目、教員の担当科目と氏名、学内行事日程、組織、大学の沿革、在学生状況、施設案内等多くの情報を掲載し、これを保存している(前出資料 1-1-1-1 参照)。また、大学の広報誌「開鐘」に大学の活動状況を掲載している(前出資料 3-2-2-2)。大学案内と広報誌は、ホームページに掲載している。ホームページにはそれ以外にも教員の研究情報や教員採用公募等の情報を掲載している。これらのデータや情報は、附属図書・芸術資料館、音楽資料管理室、附属研究所及び事務局において蓄積されている。

資料 1-1-1-1 * 「平成 18 年度版大学案内」

資料 3-2-2-2 * 「平成 18 年度版沖縄県立芸術大学広報「開鐘」」 P. 4～6、P. 12

ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/> 「トップページ」の教員総覧・研究活動、附属図書・芸術資料館を参照。教員公募など。アクセス数は、前出資料 1-2-2-A 参照。

【分析結果とその根拠理由】

大学のデータや情報等は、毎年、大学案内、広報誌及びホームページに掲載され学内及び学外で活用されるとともに、学内の各部署において蓄積され、教職員の利用に供されている。今後は、附属図書・芸術資料館の活用を拡充し重要な資料やデータを整理・保存し、これを学内ウェブの導入により教職員の共同利用を図るとともに、蓄積データや情報のデータベース化を検討する必要がある。

観点 11-3-1： 各大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

後出観点 11-3-4【観点に係る状況】で述べるように平成 12 年の第 1 回自己点検・評価における多くの反省点を踏まえ、平成 16 年度に既存の自己点検・評価委員会規程を全部改正し、各学部・研究科の自己点検・評価権限を、新たに立ち上げた現在の評価委員会に一元化し、根拠となる資料やデータ等に基づいて自己点検・評価作業を進めているところである。

【分析結果とその根拠理由】

新たに立ち上げた評価委員会の下で自己点検・評価は、適切に実施されつつある。ただし、評価委員会はチェック機構組織として位置づけており、同機構組織とは別途に後出観点 11-3-4【分析結果とその根拠】で述べる自己点検・評価の結果を改善実施するための機構組織を設置する予定である。

観点 11-3-2： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

「沖縄県立芸術大学自己点検・評価報告書」として関係機関等に配布し公開しているほか、県立図書館、県議会図書館、県行政情報センターにおいて閲覧に供されている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果が大学及び社会に対し広く公開されているものと判断する。

観点 11-3-3： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

【観点に係る状況】

平成 12 年度に実施した第 1 回自己点検・評価については、外部者の検証を受けていない。今回の自己点検・評価に際しては、大学評価・学位授与機構の認証評価を受ける予定である。

【分析結果とその根拠理由】

大学評価・学位授与機構の認証評価を受ける予定である。

観点 11-3-4： 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

平成12年度の第1回自己点検・評価については、音楽学部から実施体制と評価内容等に関し多くの問題点や課題が残された不十分な自己点検・評価であったことが総括の中で述べられている(前出資料 3-2-2-1)。音楽学部では、こうした問題点や課題を抽出し対応策を講じてきた(前出資料9-1-5-1 参照)。美術工芸学部においても音楽学部の取組体制とは異なるものの対応策を講じてきた。

しかしながら、大学全体及び両学部における改善取組が弱かったことは否めない。その大きな要因は、大学が組織体として自己点検・評価結果とそれに対する改善が表裏一体であることの認識が弱く、組織的対応を欠いたことが挙げられ、大学全体及び両学部における改善の成果はシラバスの作成等一部にしか現れていない。

資料 3-2-2-1 * 「県立芸術大学自己点検・評価報告書」 問題点及び課題 P. 112

【分析結果とその根拠理由】

第1回自己点検・評価における反省点を踏まえ、新たに全学的な評価改善システムを整備する予定である。システムの考え方の一例としては、評価委員会はチェック機構組織として位置づけ、それとは別途に点検・評価改善の実施機構組織として新たな委員会組織を立ち上げ、同委員会に大幅な改善権限を付与することも含めて、抜本的な改革システムを整備する予定である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学のホームページに教員の研究情報や教員公募情報等の各種情報を掲載している。

【改善を要する点】

自己点検・評価の結果をフィードバックするための全学的な改善システムを整備する必要がある。

(3) 基準11の自己評価の概要

本学の管理運営組織としては、県規則(学則を含む)及び学内規程に基づき学長を統括者として部局長会、評議会、教授会、研究科委員会及び全学委員会等が置かれている。しかし、学長と全学委員会との連携が十分とはいえ、また学生部長の職務権限が規程上不明確である。

事務局には、総務課と教務学生課が置かれ管理運営組織の円滑な運営を支えている。ただし、一部事務分野において事務職員の定期人事異動期間が3年と短いこと、教学に関する企画・立案、大学運営及び高等教育行政にある程度精通した人材が確保されていないなど、人的配置の改善及び体制強化が求められる。

管理運営に関しては、管理運営方針を管理運営事項として具体化し学内諸規程に盛り込むとともに、管理運営に関わる組織の長及び教授会や全学委員会等の構成員の責務、権限についても学内規程で明示されている。

大学内外の関係者のニーズ把握については、小規模大学の特性を活かした教員相互間、教員と学生・卒業生らとの意思疎通を通し必要なニーズは把握しており、特に支障は生じていない。

大学活動状況等に関するデータや情報は、各部署において蓄積されており、今後はこれらのデータ等が構成員からアクセスできるようにデータベース等のシステム構築を検討する必要がある。

平成12年度に第1回自己点検・評価を実施し問題点や課題を抽出し対応策を講じてきたが、問題点や課題には大学・学部で短期的に改善可能なものや中・長期的なもの、あるいは県の政策に係るものがあり、大学全体及び両学部における改善取組が弱かったことは否めない。その大きな要因は、大学が組織体として自己点検・評価結果とそれに対する改善が表裏一体であることの認識が弱く、組織的対応を欠いたことが挙げられる。このことを踏まえ、今回の自己点検・評価に当たっては、評価委員会とは別途に改善のための機構組織を立ち上げて評価システムを構築する予定である。